

は、法人による農業経営という例は、ほとんど少数の例外を除いてございせん。そういう実例はちよつとお示しするわけにはいかないのではありません。

○森八三三君 法律的に認めておらぬわけでありますから、そういう趣旨ではなくて、実態として存在しておるんですから、今お話のように例外的にはあるというのですから、例外的な存在について、私も聞いておるところでは、構造改善とかあるいは畜産の奨励とかいって、そうして自主的には今度奨励しようとする農事組合のようなものができて、それに供給した資金がその返済に困難を来たして、供給した側では非常に難儀をしておるといふような事例をちよつと耳にするわけでありました。そういうようなことは、当然この農事組合というものを認めようとする場合には、実態の調査がなければおかしいと思うのです。過去における事例がどうなっているか、そこで初めて有限にするか、保証にするか、無限にするかというこの判断がなさねばならぬと思う。ただ安易に農民の側から有限責任が、一番軽いのですから、要求もしておるわけですから。そういうものができて、できた結果はどうなるかといへば、これは農業協同組合資金の供給を持ち出して、これは間違いないのです。もうその場合には、貸さぬということになれば、役所なり県庁なりが奨励をして作った農事組合が、登記を終わっていいよ事業をはじめようとして資金の問題について農協に相談を持ちかける、農協ではお前たちのようなそういう微力なものには貸せぬということになると、いたずらに組織人である農民と農協との間に資金の問題をめぐって摩擦が起きるのですよ。そんな事例は過去にもたくさんあったと思うのです。そういうことではいけないので、そういう場合にもほんとうにその組合員の計画しておる事業というものが、適正というように認められる場合には、安心して資金を供給してやるといふことにならなきやならぬはずなんです。それが一体有限責任で確保できますか。そういうことがあればこそ、きのうも藤野委員からお話があったように、産業組合臨時に農事実行組合を下部機構の簡易法人として認めるという経済更生運動の当時に原則として無限をとったわけですね。その意味というものは、今日も私は失われておらぬと思うのです。本気で農事組合を設立せしめて、それで農業構造の改善なり、農家所得の増大をはかるための事業の推進ということをお考えになっておられるのか、世間でその点やかましく言うから、格好だけ作つてやればいい。その結果が組合員と農協との間に混乱摩擦を起こすという結果を、期待しておるわけではありますまいけれども、そういうようなことになったらどうなるか、おそろしい問題になると思うのです。その辺ほんとうにお考えになっておられますか。ただ安易に考えていらつしやるような気がするのですが、どうでしょう。

○説明員(酒折武弘君) 従来の例としてあえてあげますならば、これは生産関係ではございませぬけれども、一般流通関係等におけるいわゆる専門の農協などで信用力がなくて金融面で困っている例はたくさんあると思います。それから農業経営自体をやっているようなケースにつきまして、これははいわゆる任意組合的な形態で事業をやっております。したがって責任の關係も連帯責任保証という無限の責任を負った格好でやっておると思われま

す。実態はそういうことだと思われまけれども、そこで責任を無限にしなれば、金融面から見て育成の成果が上げられないじゃないかと御質問でございしますが、われわれといたしましては、法人を組織するということは、原則的に考えますと、やはり各組合のいわゆる私生活と生産生活を区別して、そして生産面における資産關係を明確にする、その責任關係を明確にする。ただ必要に応じて出資の増強というふうなことで、その法人の財務を堅実にする必要があると思ひます。そういう私的な面と法人面との区別を明確にしてやっていくということが、法人の一つの大きなねらいであるうと、こう考えております。そういう意味におきまして、原則を有限責任といたしまして、先ほども申しましたようにどうしても工合の悪いときには、保証責任という手もあるわけでありま

す。全然個人的な資産のバックがゼロであるということはないと思ひます。なお一点つけ加えますと、無限責任にいたしますと、法人の資産の多寡に差異があります場合には、非常に負担にも不均衡をきたすという問題もありまして、これらのことが法人を組織する場合に非常に障害になるということも、一つのわれわれの考えた要素であります。

○森八三三君 無限責任にした場合に、その組織する個々の組合員の資産の内容に差異があるから、そういうものが、組合を結成するために非常な障害になるというお話でありましたけれども、そういうようなことで組合員の和が得られないというような場合には、私はむしろ組合を作らぬほうがいい。そこまではほんとうに素樸になつて結合していくというふうな地域なり、そういうような集まりに初めて、この制度を認めるという工合にスタートにおいて堅実に考えなければいかぬのじゃないか。そこで私が心配いたしますとおり、そういうようなことを考えられますから、有限責任をとつて、そこで組合が安易にできてしまつて、上げも下げもならぬところに追い込まれて、たいへんな問題になる。農事実行組合当時にも、そういう姿はあったのですよ。そういうことを過去の経験に徴して十分お考えになるならば、この際、転換期に際会している農業の構造改革をして農業生産を飛躍的に発展せしめていくというのを考えられるならば、ほんとうに堅実なものを作る、数の多きを求めてはいかぬ。その私生活と生産の部門と区分するというんですけれども、それはそういう感覚に立つて整理することも一つの方法かと思ひます。思ひますけれども私はそういうことよりも、やはりここに新しく設立される農事組合を通して、その組合員の農業生産に関する構造が改善される、それを通して生産が飛躍的に増進する、結果として所得が増大すると思うのです。そのために多少でも必配されるという制度というものは、あるべきではない。そう考へて参りますと、有限責任組織を原則にすることとは間違ひだというように私は感じますわけでありま

す。非常にしつこく聞くんですが、このことが農事組合を今後進めていく場合には非常に基本的な問題になると思うのです。あまり安易にお考えになつて数ええ作ればいい、ともすると統計をとつて何県では幾つできた、全国では幾つできた、そんなことばかりもてあそんでいてはいかぬ。そういうことに備する危険がある。その点もう一べん御再考願うという余地が十分あるうと思ひますが、有限責任組織でほんとうにわれわれが企図するしつかりした農事組合というものを推進していくことが可能とお考えでしょうか。私の申し上げる趣旨をお考えになれば、そうではないという結論が出てくるはずなんです。今日の疲弊している零細な農民を集めて出資を求めるといつたつて、出資が求められるはずはありませんよ。農業協同組合すら今日財務処理基準令に基づく整備ができなくて四苦八苦している。それをますます零細化した、規模を小さくしたものだといふことになれば、個人の負担する出資は非常に零細だと断言してもはばからぬと思う。そういうような零細な出資を基礎として資金的な信用を獲得することはできません。できないといふながら、その農事組合が事業をやるならば資金が要る、手ぶらで仕事はできないんですから、その場合に一体金融機関が供給し得るでしょうか。そういうような組合がいるという計画したその計画の事業内容というものが適正であれば、政府が供給してやるというくらの制度をお作りになりますか。おそらくこれは農業協同組合がその衝に当たらなければならぬと思うのです。そこで摩擦が起きるのです。摩擦が起きると農事組合と農協の

けんか起きて大へんな問題になる、

これは今まで私はしばしば経験したこ
となんです。そういうことをほんとう
にお考えになってまいりましょうか。もし
考えておられるのなら、農事組合設立
後においてはその農事組合の計画する
事業が適正である限り、政府のほうで
責任をもって、必要な資金をめぐん
だててやるということまで踏み切れる
だけの制度を別にお考えになりますか。
作ってやったら、その育成は農
業協同組合がやれ、これではたまたま
ものではありせんよ。その辺のこと
をどうお考えでしょうか。

○説明員(酒折武弘君) この問題につ

きましては、決していいかげんにこう
いう結論を出したわけじゃございませ
んで、過去二年間議論を尽くしたあげ
くこういうふうになったわけでありま
す。で、戦前の実行組合のやり方でござ
いますけれども、これはこの実行組合
の組合員は、購取事業あるいは生産
事業はもちろんのこと、生活部門もす
べての事業につきまして実行組合を通
して農業とつながっているというふう
な、まあ金生活全財産をぶち込んで実
行組合という形で農業とつながってい
るというのが実情だったと思うわけで
ございします。したがって、その場
合にはあるいは無限責任というのも実
情に合った考え方ではないかと思うの
でありますけれども、われわれの考え
ております農事組合法人は、御承知の
とおり農業生産、農業経営というもの
と一部共同利用させるといふ事業を認
めているわけでありまして、しかも農
業経営をやろうとする人たちの現在の
傾向を見ますと、みずからの経営全部
を打ち込んで共同経営をやりたいとい

うのはむしろ例外的であります。たと
えば養豚事業についてひとつ一緒にや
ろうじゃないかということを経営の一
部についての共同化という傾向が非常
に強い段階であると思います。そうい
う実情を考慮してみます場合に、なおさ
らわれわれといたしましては、そうい
う一部の協業経営に対して無限責任を
要求するということは非常に無理であ
るというふうな実態的な面から考えま
して、こういう結論にしたわけであり
ます。

なお、もちろんこれは農協の、特に
金融面におきましては農協の規制を受
けなければならぬと思います。御承
知のとおり、農協はいわゆる指導金融
ということの一つのモットーとしてお
ります。単に担保があるかないかとい
うふうなことだけじゃなくて、将来の
経営改善がうまくいくように、そうし
て結果として債務が弁済できるように
というふうな指導をやることが、農協
の本来の趣旨でございまして、そうい
う意味から、もちろん農事組合法人は
自己資本の充実ということも必要であ
りますけれども、同時にまた農協側で
も単にそういう外的な物的条件だけを
考えて融資するというのではお互いの
努力によって相当程度円滑にできる
べきであらうと考えております。

○森八三三君 これ以上は並行線の議

論になるでしょうけれども、農業協同
組合はその下部機構として設けられる
農事組合の直接的な信用を求めよう
とするということではないかと思うの
です。もし直接に物的な力を要求する
ということでありましたら、これは出
資の増加を要求しなければならぬわけ

であります。そういう感覚を持たぬ

と思います。組合員の一部の人が結合
して作られた農事組合である限りにお
いては、お話のとおり指導金融とい
うような感覚に立ってやります。いか
にそういう感覚に立ちましたところ
で、集まっている農協の資金というも
のは、やはり零細な組合員の預貯金が
その大部分であるわけですね。そうい
うような大切な預貯金の管理を確実に
していくということを考えます場合に
は、直接に信用を高める手段というも
のを要求はいたしませんけれども、間
接にそういうことを要求するのはこれ
は当然だと思ふのです。そのくらの
堅実な経営をやらなければ、農業協同
組合は再び再建整備のあの出発のとき
にあと戻りしてしまふということにな
ろうと思ふのです。今日まで非常に苦
勞をして、役所も非常に努力をなすつ
て、やっと農業協同組合が整備され
た、そうしてここでまた今後の飛躍的
な発展を期するために、合併条項等を
一つの根拠としてさらに近代的な農業
協同組合に編成がえをしようというこ
となんです。このときにその農業協
同組合の行なう金融事業がもし組合員
から不安の念をもって迎えられたとい
たしますならば、これはたいへんな
問題になる。といって、でさうい
した農事組合がその生産活動をやって
参りますために、何が一番ポイントに
なるかといえ資金でしょう。僕は資
金だと思ふ。労働力はありますね、も
ちろんそれは最近の農業生産労働力と
いうものは非常に豊富をいたしております
から、その補充のための機械化とい
う問題は出ましよう。しかし、その
機械化という問題は結局つなるとこ

ろは資金ですね。万事が私はずつと資
金に集約せられてくると思ふのです
よ。その資金の供給が円滑に行なわれ
ずして農事組合の発展を期するわけに
いかぬと思ふのです。その農事組合が
資金を確保するために不十分な組織で
あるということはこれは仏作って魂が
入らぬということになる。今お話のよ
うにここに期待する農事組合というも
のは酪農なら酪農の部分の共同経営的
な農事組合だとか、あるいは養豚なら
養豚の部分というふうにお考えになつ
ているようにすけれども、それはこれ
がほんとうにすべり出してくるとそ
ういふものももちろんありましよう。あ
りましようけれども、やはり農村の地
域性というものを考えたら、地域内に
おける一般普通農業についても、耕種
農業についても集団栽培とか、共同化
というものが各方面において進んでく
ると思ふのです。そうしなければおか
しいと思ふのです。その場合に地域性
を持つてくる場合、やはりその地域
域内における生活の問題もまだ考えて
おらぬ。これは一応農事組合の建前上
当然と思ひますけれども、組合員相互
のやはり相互扶助的な精神に立脚する
組合活動というものが出てくると思
ふのです。その場合に有限責任では、私
は非常に事業の進展に支障を来すと
いうことを今日から予言してはばから
ぬぐらぬの気持ちでございします。やつ
てみなければわからぬといふならば、そ
れつきりですけれども、しかし過去の
われわれの苦い経験から申しますと、
そういうことです。しかも、そういう
ものと農業協同組合との結びつきが資
金の問題をめぐって摩擦を起こすこと

になったら、せつかくの農業基本法が
できて、その運営の中核として農業協
同組合が全般的な責任をもって活動をし
なければならぬといふところをたい
へんな問題が起る。こういうことを
起こさないように今日から考えていか
なければならぬ。それには数を大き
くしていかなければならぬ。どこま
でも資金の供給について安心していけ
る。また組合員も無限責任まで発展
いたしません。保証責任ということ
になれば、その結合というものは、私
はただ単なる出資額を限度として責任を
負うというよりは、もっと真剣味
も加わってくると思ふのです。そうい
うような、精神的な非常に強いな結
合ということが、事業の発展をまた助
長していくということになってくる
と思ふのです。まあそれならひとつみ
んなで集まってやります。多頭飼
育で三千頭も飼いましよう。それには
金がないから、一口ずつ持つてやる。
組合はでさう上ったが、そこで設備資
金なり子豚の購入資金なり、えさ資金
というものを全部あげて農協に供給を
求めたが農協から供給できないという
ことならば、そこで事業は頓挫してし
まうことになる。そこで、まあ農協
も、育成すべき事業だから資金を出す
にも、相当に思い切つて供給してやつ
た。やっただが、その仕事、最近の豚
肉に例を見るように、まるきり赤字経
営だ。われわれは畜産物価格安定法が
もう少し親切に農民に対処すべきであ
ると思ひますけれども、それがわれ
われの要求とは非常にほど遠いところ
で決定されておる。まあ、それで、赤
字経営をやっておる。赤字で、養豚の
農事組合というものはつぶれてしまつ

て、にっちもさっちも動かないというときに、組合員は一口持っている分だけ出して、放り出してしまえばそれでよい。その始末は全部農業協同組合ががぶってしまおうという、そういう結果になる。現にやつたある事例がないとは言えませんが、そういう事例はお調べになっておられますか。法人化も待たないで共同してやつたという場合に、そういう事例がある。今日はまあ個人保証という建前をとっておりまして、最後の整理はつくと思ひます。もし個人保証ということなしにやつたとすれば、最近における養豚その他の事例は、養協が全部がぶってしまっているという事態が発生しているのです。養協を危殆に瀕せしめるという結果が生ずることは、これはもう明瞭だと思ひます。だから有限責任をやつてはいかぬというのではありません。有限責任の場合もあつてしかるべきだと思ひます。思ひますが、原則は少なくとも無限責任が保証責任において、そして例外として、有限責任を認めると逆になければならない。これなくしては、農事組合を作つても、私はほんとうに堅実な農事組合の進展というものは期し得ないという感じを持つわけでありまして、実際実態調査をして、資金の關係について私の申し上げるような心配はないというふうに断言できますか。おそらく私はできぬと思ひます。そういうことを考えますと、ここで意見にわたつて議論をしてはいけませんけれども、もう少し有限責任を原則にしたといういきさつ、経過について、建前論でなしに実態論として、私の申し上げるようなところまで議論されて、それでなおかつ心配はないからという制度をとつたのだといううような説明が承れますれば、私はあるいは納得し得るかと思ひますけれども、ここに至つたその経過が二年間議論したというのですから、その二年間議論した過程において、今私の申し上げたことは心配はないのだ、むしろこのほうがいいのだという結論に到達したというのなら、そのいきさつをひとつ詳細に御説明いただきたい。

○説明員(酒折武弘君) あるいは直接のお答えにならないかと思ひますけれども、この無限責任にして農事組合法人が金が借りやすくなるということに、裏から申しますと養協は相手側が無限責任であるから貸しやすくなり、安心して貸せるという両方相持つて金融が円滑にいくだろうというふうなお説だろふと思ひます。一体養協が金融する場合に法人を作つて、その法人に貸すのだが、その裏に個人の組合員の無限責任があるからという態度でもって貸付について可否を判定するのはいかぬか、それとあくまでもその法人の資産内容、経営内容だけを着目しまして、そこでもって、もちろん指導面もありまふけれども、融資の可否を決定するのはいかぬかということになると、これはいろいろ意見の分かれるところではないかと思ひます。で、現実に有限責任にした場合に、はたして金融がうまくこの責任を持てるかという御質問でございますけれども、これは残念ながらわれわれ責任を持つわけには参りませんけれども、その法人の財務なり経営というものをできるだけ健全であるように指導しまして、その面から実質上金融が円滑にいくようにすると

いう努力はやる考えでおります。○森八三三君 私は、農業協同組合がいわゆる高利貸し根性で貸した金を取り上げるというふうな感覚に立つて金融をするのだ、そういうことを考えるから無限責任を要求するのではないか、こんなふうにおつしやたと思ひますが、私はそんなけちなことを考えているんじゃないのです。どこまでも農業協同組合の金融は、組織する組合に対して親切に指導的に行なわれなければならないと思ひます。しかしその場合に有限責任の場合と、保証なり無限の場合と、その組織された農事組合の組合員間の結束がどうなるかという問題です。有限責任の場合には、その出資を放つちやえばそれでよしでしよう。形式的には、保証責任、無限責任でありまして、それ以上に組合員としては責任を負わされていゝのですから、その事業そのものについて情熱を燃やしていかなければならないということになるはずですね。そこを期待するのであります。資金を貸すときには、もちろん事業の計画がずさんなものに貸すわけがありません。いかに指導金融といへども、初めから赤字になる事業に資金を貸すばかりではありません。一応計画を見て、その仕事がいゝのだという見きわめに立つてやることは間違いない。しかし人間の見きわめですから、経済上の変転に伴つてどういふ不利の事態が発生しないとも限らない。そういう場合に、組合員が無限責任の場合と保証責任の場合と有限責任の場合と、どっちが情熱を燃やしてその仕事を継続して挽回をはかつていくということになるかというところは明確でしよう。そこなんです、問題は有限

責任の場合には放つちやえば、それであとは知らぬ、こういうことになる。そういうことではいけない。そのことをなぜ考えないかというのですよ。そういうふうな場合に、養協が供給した資金というものについては心配がないというふうなうしろだてがありますならば、これはまた別個の問題なんです。そういうふうなうしろだてはあります。絶対に申しません。それは保証協会とかいろいろ制度がございまして、きわめてこれは微温的なもので、そんなものをたよつておつたら、とてもないことになりまして、気休め程度のものであります。そういうことを考えますと、本気になつて一体農事組合を進めようと思つておるのか。世間もやがまししいし、農業生産法人の問題もやがまししいし、この辺でこの問題に終止符を打たなければ格好がつかないからやつてやれと、そうしてどんだん数さえできれば、なるほどおれたちが奨励してよかつたというふうなことで、形式に走つておるのではないかと気が持たれてくるのです。そういうお気持ちを聞いておるとそういうふうになつてしまふ。原則を要するべきだと思ひます。有限はいかんといいのじゃない、有限もあつてもいいんですが、原則は保証なり無限なり、無形の信用というものを金融的には与える。そしてまた、その組合員間の強固な結束というものを考える、初めから保証なり無限程度の出資が集まればいいですが、集まりつこないです。零細なものだから出せつこない。本来ならば、一銭も出さずに農事組合を作つて責任を負うことがいい。その場合に、今の無限責任なり、保証責任を、金を出さずに信用力がとれるというふうな制度を考えてやるというのが、今日の事態に即するのじゃないですか。今のお話しの、農業協同組合は高利貸し的なことを考えるから、そういうことを主張するのじゃないかとおつしやるが、そういうことは私は考えておりません。それはそういう意味じゃなくて、むしろその逆なんです。そういうことを考えると、どうしても私はもう一べん再考なさる必要があると思ひます。原案が出てるのですから、今これを要すること同意しと言つたつて、なかなかここで、そうですか、それではひとつ考え直しましやうという答弁はいただけないと思ひますけれども、その私の前段質問しました有限責任に、二カ年間議論して落ちついたのだ。そのときに、有限責任で心配ないという見きわめがあつて、初めてそうなつたはずなんです。それで、それで、それでなければおかしいですよ。ずいぶんいろいろなことを議論したと、議論したが二カ年間の議論を通して有限責任がしかるべきであるという結論に達したとおつしやる。そういう結論に到達した間に、今の金融的な問題が、農事組合の一番ポイントになつておるのです。そのことについて御研究になつた、その研究の結果心配ない、こういうことになつたはずなんですから、その研究の過程において心配ないということとは、どういふことでそういう結論が出たかを御説明いただきますと、私も蒙が開かれて原案に賛成と、こういうふうになるはずなんですから、そこをひとつ詳細に御説明いただきたい。

です。

○説明員(酒折武弘君) 議論の過程でいろいろ問題が出たわけでありまして、

けれども、ただおっしゃる通りに、有限責任で心配があるとかないとかというふうな議論の仕方ではなく、有限責任の格好でやっていたらいいようにすべきであるという考えから、この結論に達したわけでございます。で先ほどもおっしゃいましたけれども、無限責任にすれば、もしもその事業に失敗すれば、全財産をほうり出すわけである。したがって、一生懸命になる点においては、有限責任よりも強いじゃないかというお話でございますが、まさにそのとおりであると思えます。しかしながら有限責任であるからちやらんばらんであるとも必ずしもいえないと思えます。たとえば現存する会社というものは、ほとんどすべてがこれ有限責任でありますけれども、決してこれはちやらんばらんでやっておるわけじゃありません。やはり有限責任には有限責任としてのいいところもあるわけですから、そういう意味においては、それが、一つの問題としてはい、どちらでもいい、有限でも無限でもいい、それは選ばれる方法はないかということも、実は検討したわけでございます。ただ、これはやや法律技術論になりますけれども、無限責任と有限責任では、その法人の組織体系を異にしなければならぬという問題がございます。そこで同じような組織体系のもとに有限と無限の両方の責任を持つというところも、非常に法律上の困難がございます。また、そこで法律上は有限として、ただ実際上債務保証の格好でその欠点をカバーしていくことを考えて

いこう、そう思っておるわけです。

○田中啓一君 関連。実は今の御答弁の中に、私が問おうとするところの核心になるような御答弁がございましたので、重複するきらいがないでもございませぬが、やはり事態を明らかにする意味で御質問を申し上げるわけですね。今度の農地法並びに農協法の改正によりまして、協業というところに限らず、協業組織であれ、あるいは協業経営であれ、いろいろな組織が認められるわけでございます。そこで今、農事組合につきまして、無限がいい、有限がいいという議論が行なわれているわけでありまして、その親組合であるべきこれまで大田市町村単位の農協協同組合、これは私は、今のような点から申せば、有限責任のものだというように思いますが、いかがでございますか。

○説明員(酒折武弘君) 有限責任でございます。○田中啓一君 それからこれは、いわゆる協業組織というものであり、したがって協同組合そのものが協業組織であり、また、農協組合も協業組織を目的としたものもある。同時に、協業経営を目的としておる農事組合もできるでありまして、それからそのほかには有限会社でありますとか、合名会社であるとかいうようなものも、今度の制度で認められることになるわけでございますが、それらはやはり無限責任でございますか、有限責任でございますか。どういうことになりましようか。

○説明員(酒折武弘君) 御質問の趣旨をちよっと取り違えたかと思えますけれども、農事組合法人が農協経営をや

り、あるいは共同事業所の設置をやるという場合の責任は、もちろん有限でございます。そういうことではないです。

○田中啓一君 ちよっとまだ不明であります。つまり農事組合が協業経営をする場合、百姓の全部でもあるいは畜産の一部のものにしても、協業経営をする場合、それも有限なのか、無限なのか。本法の改正によって、こういうものは制度上はどっちになるのだというところ。同時に、協同組合法の改正でなく、商法の規定を持ってきた団体組織というものも、今度の農地法の改正によって認められるわけですね。認めたものは、たしか私は有限会社と合名会社でなかったかという気がするの

でありますが、それらのものについて、私ちよっと不明確でありますから、何々という組織が認められておるものであつて、それはそれぞれについて有限であるか、無限であるか、こういうことをお答え願いたいわけでありま

す。○政府委員(庄野五一郎君) 農基法の協業の組織といたしまして、今度農地法上農地の権利取得を認めて参ります。今、御質問になつております農協協業の経営形態は四つござい

ます。今、御質問になつております農協協業の経営形態は四つござい

ます。今、御質問になつております農協協業の経営形態は四つござい

ます。今、御質問になつております農協協業の経営形態は四つござい

ます。今、御質問になつております農協協業の経営形態は四つござい

ます。今、御質問になつております農協協業の経営形態は四つござい

ます。今、御質問になつております農協協業の経営形態は四つござい

ます。今、御質問になつております農協協業の経営形態は四つござい

ます。今、御質問になつております農協協業の経営形態は四つござい

ます。今、御質問になつております農協協業の経営形態は四つござい

ます。今、御質問になつております農協協業の経営形態は四つござい

ます。今、御質問になつております農協協業の経営形態は四つござい

結成されると思うのです。しかし前者の場合には、それをやるのに必要な資力と申しまするか、形式的な信用と申しますか、そういうものを初めから構想に入れて仕組まれていく。だから、設立された有限の会社というものは、その事業を行なうのに必要な資金の確保もできますし、事業の伸展には支障なく出発ができると思うのです。そうでない株式会社なり、その他の企画はあり得ないと思うのですわ。もしそんなことをやったらちやんばらんなんだ、そんなことはあり得ない。農事組合の場合にはそうはならぬのじゃないか。その農事組合が、三千頭なら三千頭の豚の多頭飼育をやるという場合に、その設備費がどれだけかかる、そうして販売できるまでのえき代がどれだけかかる、子豚の購入費がどれだけかかる、そのトータルのうちから、自分たちの出資によってまかない得るものはどれだけか、差し引いた残りは他給資金でまかないをつけなければならぬと思うのです。その他給資金を考えるのに、基礎的な出資ではなかなか形式的な信用というものが十分でないから、資金の供給ができなくなってしまう。それを求めようとすれば、金融機関のほうがかなかか貸しにくいということになる。そこで摩擦が起きる。摩擦が起きるといふことは、組織の下部機構である農民と農協との間に非常な問題をかます危険がある。そいつをいいかげんに貸してしまう。いかげんという、ちょっと語弊がありますが、もうやかましいから供給した、その供給した仕事がかもし不幸にして十分に進まないというときには、投げられ、てしまふという危険がある。その場合

に、そういうふうには投げないという見きわめをしなければならぬのじゃないか、それは有形の信用のほかに、別途の補完作用というものを持つべきである。そうしてやるのが農民のためにも親切であつて、今ここに企図する農業構造改善を通じて生産の飛躍的増大をはかろうとする趣旨に沿うのじやないか。沿うのならそういうふうによつたらいいじやないか、こういう私議論なのです。その辺はおわかりにならぬものがおかしいと思うし、私を部長から見れば、君はわからぬのはおかしい、こういうふうになる。私がわからぬなら、もっとわかるように、二カ年間御苦労の経過を詳細に言つてもらえれば、私も了解することにやぶさかじやございませんので、その経過、なぜ有限責任に落ちつくか、原則がですよ、有限責任に落ちつくか。私はるる繰り返し申し上げましたが、当然私は論議されたと思う。そういう論議があつたにかかわらず、ここに落ちついたその経過を御説明願えますれば、私も了解することにちゅうちういたしませんので、ただ心配はないと言われるが、このほうがまあ手つ取り早く組合ができるからこのほうがいいんじゃないかと、いろいろな安易なことじや困る。そこなんですよ。

○説明員（酒折武弘君） 過去の議論の経過は、実を申し上げますと、きょうのこのような議論をずっと繰り返しておつたわけでございます。われわれは最初、昨日藤野委員にお答え申し上げましたように、やはりまず組合員にこの法もあるのじやないか、そのためには有限責任ということが一番適当じやない

か、ただ、おっしゃるような問題は確かにありますから、それについては債務保証の判を押してもらおうというような格好でやっていこうという一つの点は解消していいのじゃないかと考へられるわけでありませうけれども、その点につきましては、法律技術上の問題もありまして、そうもいかなかったわけでございます。そういうことで、おっしゃる趣旨は、債務保証の判を押すというふうなことで御了承を願いたいと思うのです。

○森八三一君　そこで、わかりました。組合を設立するのに比較的たやすくと申し上げますか、安易に作らしたくないということを考えた、まさにそうであらうと思うのです。そのことが私は非常に問題で将来に残すということを申し上げておるのです。そこで、そういう姿でできた組合を健全に発展せしめていこう、そうして親組合との間に摩擦も起こらしめないということを補完しようとする手段として、今部長お話のように、今度は個人保証を全部に求めるということで無限責任になっちゃうんですよ。その限りにおいては無限責任になる、個人保証を求めますから、そんな組合を安易に作らせることをひとつねらった、そいつがいかにんかという場合には、別にまた無限責任的な行為がその裏へちゃんとくっついておるんなら、初めから一本の姿でやつたらいいじゃないか、どうもそこが農事組合という制度を認めた、ここで初

年度に何千組合ができました、第二年度に何千組合ができましたという国会報告をするために、農業基本法によっていろいろ情勢を報告しなきゃなりませんから、そのときに各行数にぎやかになることを求めていらっしゃる、それでは困ってしまうので、ほんとうに堅実なものを数少なくても作っていく、できますればそれは自然に、農民諸君もその事例を見て、堅実なものを、次から次へと作っていくんだから、最初のうちは私は農事組合に失敗なからしめるように堅実に奨励すべきだと思います。数多きを求めてはいかぬ、堅実なものができればこれはほうっておいても自然に右へならえて、ずつと進んでいきます。もし最初に失敗をいたしますと、これはたいへんなことになる。だからむしろお話しのように、二重の手続をやる煩を省きますためには、有限責任で作ってその組合が事業をやるため要り用な資金を獲得するためには、今度は金融機関との間に個人保証という手続をするとか、あるいは個人の持つておる農地その他を担保に供する等の手続をやるとか、そういういろいろなことがもう不親切なんですよ。それよりは一番最初に無限責任で作っておきさえすれば、あるいは保証責任で作っておきさえすれば、事後のそういう複雑な手続というのは、全部行なわなくても済む、同時にその作るときに十分組合員間が討論をし、研究をし、そうしてなおかつ結集されたという組織体になりますから、その結合というのは非常に強靱なものであるということになるから一挙両得だと思ふのです。そのことを考えなさらぬと

いうのは、大体今の御説明でわかりましたのは、なるだけ数を作りたい、生んでしまつたものは、これは別に前頼みでしまつたものは、そのときはたち自分で始末をしろよ、そのときは保証のために個人保証するのはやむを得ないじゃないか、あるいは担保を提供することも当然である、これでは非常に私は残念だと思います。がしかし、これは繰り返しておりますでも、いたずらに時間を取りますので、このことはその程度にしておきたいと思ひます。

それから第二にお伺ひいたしますのは、きようは農事組合の問題に集中いたしますが、農事組合の行なう事業については、法律に規定がございますが、これをもう少し詳細に実態に当てはめて、こういう仕事まではやらせるんだ、ここからこまではいかんという境い目のところは、ちよつとデリケートだと思ひのです。その辺のところをひとつ詳細に御説明いただきたいのですが、なぜこんな質問をしますかか申しますと、そのことと農業協同組合との関連が時によつて非常な問題を巻き起こす、こう思いますので、農事組合の行なう事業の限界はどことだ、そのすれすれのところが一つあるから、そこを詳細に御説明をいただきたいと思ひのです。

○説明員(酒折武弘君) 農事組合法人の事業の能力といたしましては、「農業の経営(これとあわせ行なう林業の経営を含む)」、それから「農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業」という二点と、なおこれに付帯する事業ができるというところになっております。そこでまず一番問題になりますのは、農業経営という

ことでありましようけれども、農業の定義をいたしましては、農協法の第三条にありますように、「耕作、養畜又は養蚕の業務」ということになっていくわけですね。さらにこれを分析して考えますと、たとえば稲の場合、種子まきあるいは田植の作業、個々に分析して、それぞれの作業が場合によつては農業というふうにも定義できるわけでありましようけれども、ここに言う農業の経営というものは、そういう個々の作業ではなくして、一貫した作業をいたしまして、それに対する責任を負うというものを言っているわけでありましよう。ただし、その場合に一貫と申しましても、稲を作る場合に、最終的に米を作つて売る、これはもちろん一貫作業に入るわけでありましようが、たとえば豚の飼育の場合、成豚までしなければ一貫作業にならないのかという問題でございまして、これは必ずしもそうではございません。子豚を生産して、これを販売するというのも、一つの農業経営と解されるわけでありましよう。そういう考え方は、農業経営もいろいろのケースがございまして、一つの事業について一つの形態しかないというところではないわけでありましよう。それからこれに付帯する事業をいたしましては、たとえば生産したものの加工ということがあります。それから自分の使っている農機具を農閑期において他に貸貸をするということも付帯事業として理解できると思ひます。

その次に「共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業」これは従前の農協法にありますが共同利用施設の設置というものと、特に違ひはないわけでありましよう。ここで議論になりま

すのは、購販売事業の關係だろと思ひます。ちよつと言ひ忘れましたが、農業の経営に關連いたしまして、農業の経営に必要な資材の供給とか、生産物の販売、これは農業経営自体でございまして、問題はなわけです。個別経営が残つてゐる場合、それについて必要な資材の購入、生産物の販売が、この農事組合法人にてできるのかでないのかという問題があるわけでありましよう。これにつきましては、たとえば農事組合法人が必要な肥料を買う場合に、個別経営でも肥料を買う必要がある。そこでこれを一緒に買うというふうなことは、この農事組合法人は可能であらうと、そう理解してあります。逆にこの農事組合法人の事業と全く無關係の購販売事業をやるといふことは、これは事業能力の規定からしてできないことである、そう解釈してゐるわけでありましよう。こういう点で、ここには共同利用施設の設置あるいは農業経営の二項目だけ書いてありますが、これに付帯する事業という面におきまして、若干事業範圍は広げて解釈できるといふことになりましよう。

○森八三君 そうしますと、農事組合というものと、農業協同組合というものの事業分野が非常に明確さを欠いてくると思ひます。それから生ずる摩擦といふものをまた一つ考えなければならぬ。そこで、それをひとつ明らかにいたしますために、この農事組合の行なう事業といふものが、農事組合を組織しておる組合員の行なう農業経営、それに及ぶという範圍もあるのだといふようなふうに関へる、今の御説明だといふと、農事組合は、この方針に書いておられますように、組合員の農業生産についての協業、その協業の部分についての農業経営上に必要な云々と、こうなると、これは一応ははっきりするのでございけれども、その組合員の農業経営まで発展していくような御説明になりますと混乱が起きてしまふと、こう思ひます。この境界をもう少し明確にしたいと思ひます。

○説明員(酒折武弘君) 農協との事業の差別と申しますか、關連と申しますか、そういう点の御質問でございまして、まず農業の経営の問題につきましては、これもいろいろ法律解釈上議論はあつたわけでありましようが、現在の解釈をいたしましては、農業協同組合には農業経営といふものは行なえない。それに対して農事組合法人には農業経営は行なえるという解釈でございまして、それから農事組合法人には、もう一つの事業をいたしまして、共同利用施設の設置、または農作業の共同化に關する事業といふのがございまして、これは組合員の個別経営は残つておる。で、その個別経営の生産力の増強といった観点から共同利用施設を設置するといふことがこの事業になつておる。形式的にはその点におきましては、農業協同組合が共同利用施設の設置ができるということと同じ事業をこゝではできるといふことになるわけですね。ただ、われわれの考え方としては、比較的少数のグループでありまして、しかもこれが行なう事業は、非常に生産に密着した事業である。するうちにこの共同利用施設の設置といふことにつきましても、協同組合の行なうものは相当多数の利用に供する、主として流通段階の施設といふのが普通である。この農事組合法人の行なうものは、それよりも規模としては小さいが生産面に密着した施設であるといふふうに考へておるのであります。ただ法律上の形式としては、そういうふうな差別がないわけでありましよう。それから先ほど申しましたことをさらにもう一度申し上げますと、購販売事業に關しては原則的には農事組合法人はできない。この点は農業協同組合と違ひます。が、しかし、たとえば農事組合法人が行なう農業経営に必要な資材の購入といふものと、あわせて、なお残存している個別経営についての資材の購入も行なうといふことは、場合によつては付帯事業として認めないことはなないといふことで、そういう意味からは購販売事業はできませんといふことは工合が悪い。ただ、農事組合法人の事業とは全然無關係に、本来の事業とは全然無關係に、独自の購販売事業を行なうことは、これはできませんといふ点におきましては、一般の農協とは違ひます。

○小笠原二三男君 ちよつと關連して。それにつけて加えて、合名会社なり有限会社なり、そういう会社のほうは、会社法人です。それからいかなることでも定款できめればできる。それで同じ農業協同組合法で作られてゐる法人は制限される、こう認識していいわけですね。

○政府委員(庄野五郎君) 会社法人のほうは、それぞれの母法でございまして、有限会社については、有限会社法、それから合名会社、合資会社については商法によつて規定されておりますが、これを農地法上、農業生産法人として、これに農業経営者として農地法上の権利主体とするかどうかということにつきましては、農地法の二条を改正いたしまして、いわゆる農業生産法人、これには農協法によりまする農事組合法人、それから有限会社法による有限会社、それから商法による合資、合名会社、それらの法人についての業務を制限してあります。

○小笠原二三男君 会社を農地法の、今ここに示された点で、その事業内容を制限しておるし、制限できるというのですか。

○政府委員(庄野五郎君) 農地法の第二条の第七項を改正いたしまして、「この法律で「農業生産法人」とは、農事組合法人」云々、で、「左の各号に掲げる要件のすべてをみたしているものをいう。このうち第一号に農業生産法人の事業を掲げておりますが、「その法人の事業が農業及びこれに付帯する事業に限られること。」というこゝになつております。

○小笠原二三男君 これに限られてゐることと条項できめられてゐるその条項の読み方といふものは、農協法で示された組合法人とは、それは強制できるでしようが、一たん出発してしまつた会社は強制できますか。何も解釈が一義的にきまつてゐないですからね。その辺はどうですか。

○政府委員(庄野五郎君) こういうふうには、農地法上で限定いたしておられます。こういう農業生産法人に限りまして、農地法上の権利主体、あるいは権利の貸借権の主体、こういうことを認める。こういうことにはいたしておるわけでございます。これは許可条件で

ございまして、その後こういう要件を欠くに至りました場合には、農地法上そういうような権利主体になることを認めないということにいたしておきます。

○小笠原三男君 まだ私はその点不安なのですが、関連ですからあとにします。

○田中啓一君 私も関連して。私は今問題になりました点ですね。農業協同組合法の系統の、いわゆる農事組合でなくて、有限会社、合資会社、合名会社というものが、共同購買事業をやっても、共同販売事業をやっても、それは何ら法律の制限を受けないことになるのじゃないかという御質問がございまして、私はこういうような感じをもちまして持っております。であります、だからたまたまおきたいのであります。が、一体農協法に規定している共同購買事業、共同販売事業というものは、明らかに独占禁止法に、農業協同組合法にできるという規定なかりせば、ひっかかる行為だと思ひます。つまり農産物は農家が申し合せて、これでなければ売らないのだ、この値段でなければ売らないのだという決定をすることになっている。協同組合の事業も、同じようにこの値段でなければ買わないのだ、こういう事業になるわけでありまして。でありますから、一般的に言えればひっかかるが、農協法によってこれはできるのだと、農民というものが立場を考へてできるのだ、こういうことが実は農業協同組合法に書いてあると思うのです。でありますから、農業協同組合系統の適用を受ける法人でなければ、それを組織しておる個々の農家の物資の共同販売、共同購

入はできないのだ、独占禁止法に引つかかるだろう、こういうような実は感じがするのです。そこまで言えるかどうか、相当問題かもしれぬと思うものでありますから、その何らかの御見解はないものだろうかというので、お尋ねをするわけであります。

○政府委員(庄野五郎君) 会社法人を農業生産法人として扱う場合の規定は、先ほども申しましたとおり、それぞれの方法において、それぞれの事業はできるわけでありますが、農地法上の農業生産法人として認める場合は、みずから会社がその事業内容を農業とそれに付帯する事業と、こういうふうな制限して参つた場合の会社だけに農地法上の経営主体を認める、こういうことに相なるわけであります。これは会社が一つの経営主体になるわけでございまして。ですから、その会社の中にそれぞれ経営主体がある、こういうふうな考へべきではないかと考えますので、独占禁止法上の問題は起こらない、こういうふうな考へております。

○田中啓一君 もう一点は、こういうことでございまして。一体農地法によつて合名会社、合資会社、有限会社というものを認めている点は、そういうものにも農業生産法人として土地を持つ権利を与えます、こういうところの主眼があると思うのです。そこで、これももし私は、先ほど申しましたように、共同販売、共同購入という、いわゆる農業協同組合のようなことはできないのだと思うのですが、これはできないわけですね。普通なら、つまり有限会社を作つて商売をやることは可能なわけでありまして。でありますから、農機具

の販売業をやろうと、肥料の販売業をやろうと一向差しかえないわけですね。ところがそういう商行為をやるようなことならば土地の所有は認めぬぞと、こういうふうな農地法の改正の趣旨がなつておるのだらうと私は思う。その点はいかがですか。

○政府委員(庄野五郎君) 御説のとおりでございます。

○森八三三君 私は今農地法の改正に伴う法人化の問題は、これはきょうは触れておらぬのです。今こゝでは農協法の改正の問題でございまして、そこで今部長から御説明がございましたように、ここに認められる農事組合というものは、付帯事業として、その構成員の農業経営に必要な部分までも関係がでると、こういうことに発展をいたしますと、農業協同組合と実体的にはその部分に関する限りは変わらないものになる。こういうことにならぬと思ひます。それではおかしいではありませんか。小さな農業協同組合を認めるといふことになる。それでは農業協同組合との間にいろいろの問題を起すという危険が巻き起る。それがひいては農村諸般の問題を経済的に取り進めていふ場合に、かなり摩擦を起すことになり、ひいては農民に不利を招来するといふ結果になりかねないというやうな感じも持つのですが、そこで、私はこの農事組合が行なう事業というものは、その農事組合の設立の目的と申しますか、内容と申しますか、法律では「農業生産に於ける協業を図る」というのですから、農業生産の協業の部分に関するところに局限されるべきであると思ひますが、そうでないのですか。そうでないという御答弁

のようですが、そうすると、非常な問題が起ると思ひますが。

○説明員(酒折武弘君) ここに言う協業と申しますのは、いわゆる協業経営とそれから協業組織と、二つの意味を持つてゐるわけであります。協業経営という部分につきましては、事業農協として農業経営ということをやつていく。それから協業組織の育成という観点からは、農業にかかると共同利用施設を設置または農作業の共同事業ということで、本来の事業としてはこの法律の目的に書いてありますように、協業のための法人でございまして。ただいわゆる付帯事業の範囲がどこまで及ぶかということについては若干問題があるわけでありまして。実はこの法律案作成の当初におきまして、一部からこの農事組合法人に購買事業を認めるべきではないかという強い意見があつたわけでありまして。それにつきまして議論の結果、これを認めると農協との間の摩擦を生ずる非常におそれが多いということ、あえてこの事業能力からはずしまして、協業一本にしようとしたわけでありまして。したがひまして、われわれの本来の趣旨といたしましては、この農事組合法人の事業というものができただけ農協の事業と重複しないやうにということ考へて作つたわけでありまして。ただ法律運用上、あるいは実態上の面におきましてこの付帯事業というものの範囲が、若干おつしやるやうに農協の事業と重なつてくる部分もある。しかし、これは非常に局限された範囲でありまして、また一般にいう購買事業は、農協を通してやつてもらいたいという趣旨においては変わりはないわけでありまして。

○森八三三君 通してやつてもらいたいという希望をお持ちになつてゐることはよくわかります。わかりますけれども、それはあくまでも希望でありまして、そうでないという事態が発生した場合にどうするか。そこで法律解釈としてはここに設置されます農事組合というものは、それは農事組合の本来の事業というところのための部分に局限されるやうに明確にしておきませんと、付帯事業と言つてもそれはその目的に直接する付帯事業である。その目的を逸脱する付帯事業というものは存在しないと思ひます。その付帯事業で考へていつたら、結局希望するだけである。希望に沿わない行為が起きましても、それを制限するといふわけには参りかねると思ひます。その辺をはつきりしておかないと、付帯事業としてあれもこれもやれるといふこともやむを得ない。しかしそれは希望はしないという程度では、私は非常に不安を感じざるわけでありまして。だから農地組合はどこまでもその農地組合の目的どおり、協業の部分に関する範囲に局限されるものである。その農地組合を構成しておる組合員個々の農業経営という問題にまでは、この農事組合は事業の範囲が及ばないものであるといふやうに整理いたしませんと、付帯事業としてやれるのだとなると、これはどこまでもずーっといつてしまつて、結果としては農業協同組合と全く同じものになつてしまふやうな危険が起るのですよ、希望をしていても。そういうことが解釈上行なわれるといふのは、それはどこで切るかといつても切りやうがない。はつきりどこで切るといふわけにはいかぬでしょう。何で切

りますか。付帯事業としてこういうことをやるのだ、こういう解釈をしておいて、どこでその範囲が希望する範囲をこえるのだ。取り締まりをするといつても、取り締まりのしようがないと思うのです。だからこの出発にあたって、その事業の範囲というものは明確にしておきませんと、混乱、摩擦を生ずると思うのです。明確にしてもいい。付帯事業としてこういうところに行けるが、それは希望はしないというふうなそんなあいまいなことでは困る。はっきり農事組合の事業というものは、その農事組合設立の目的の範囲内に局限されるべきものであるというように明確にしておけるのか。あるいはそうでない、今お答えのように、付帯事業としてその構成員である組合員の農業経営に必要な事業にまで発展し得るものであるというようにおっしゃるのか。これははっきりしていただきたいのです。

○説明員(酒折武弘君) 私は単に希望的な意味で申し上げたわけでございます。法律の規定の本来の事業としては、販売事業はできませんという事は明確に規定されておるわけでありす。ただ、あとに残る問題は、法律上の「前二号の事業に付帯する事業」という規定の読み方の問題だと思ひます。で、われわれが法制局との相談の結果が、先ほど申し上げたような考え方でございませうけれども、これは実体上も非常に影響の大きいところでございませうが、さらにその辺の考え方は、法制局と打ち合わせいたしまして早急に明確にしたいと思ひます。

との関係におけるそういう疑問の問題がございませうが、他の面から考えますと、せっかくこういうふうにして集まった人たちは残つておる個別経営についての販売事業を、非常に限定された範囲であるけれども幾らかはやれいかというふうな考え方も、実は別にあるわけがございませう。それは実態的にどちらがいいのか、あるいはまた、どういふ弊害があるのかという点を検討する要はあるかと思ひます。そういうことで御趣旨の点は、実はわれわれもある程度懸念している問題でございまして、早急にひとつその点をさらに検討してかかりたいと思ひます。

○小笠原二三男君 関連して。これはとんちんかん話になるかもしれませんが、農協が、全くしろうと論かもしれませんが、農業といつたって、昔のような農業なら、自家消費のための農業で、農業とは生産だと、それでいいでしょうが、今日の農業は何のために生産するか。生産して、それを販売して、現金収益を得るために行なうのだ。農業は、今は、農業自身は目的でないのです。この言葉は極端かもしれぬから、適当にしておいてけつこうですが、販売がない農業というものは、逆にいへば考えられない。それが付帯事業だとなつて、販売が付帯しないのだ、それは切り離されておるのだというの、自然の姿ではない。これは法律的にどこかやはりゆがんでおると思うのです。すなわち、ゆがめるなら、農協が一切の資金的なめんどうを見る。したがって、共同集荷なり共販というものは、農協がやれるということがはっきり明示されていないと、これだけでは私は争いになるのではない。また、実態として、じゃ農協がみんな引き取つて販売をやるといふことが、実行可能であるかどうか。たとえば酪農組合、毎朝毎晩なま乳が出る。それで農協で集荷して、農協が会社に共販しておるところはいいかもしれぬ。農協自身が集荷をしておるところはいいかもしれぬが、そういうことのないところは、何をさしているかというところ、ただ契約面だけが農協でやつておる。現物だけはここに渡すといふことなのか、この辺もあいまいです。あるいは林業も含むのだそうですが、林業という経営それ自体は、植林と管理でしよう。しかし、この販売といふことはできないのだ。伐採、販売ができないのだ。じゃそれは農協がやるのか。何か私、これは全くしろうと観でわからぬのです。私自身は、今日の体制を進めようとするなら、農協が一切の販売はやるべきだ、やらせるべきだといふ考え方を持っています。そうして緊密な有機的な連関を組合との間に持つべきだと思つておる。しかしこれだけの建前でものを言われておるだけでは、どうもその点ははっきりしないと思ひますが、具体的にどうなんですか。

○説明員(酒折武弘君) この点は先ほどもちよつと申し上げたわけでありませうけれども、農業経営を行なう農事組合法人が、自分の作ったものを売つたり、あるいは自分の農業経営上必要な肥料等の資材を買ふことは、これは農業経営の一部をなしておるのであります。したがって、この法律にいう農業経営といふ事業能力の中で当然やれるわけがございませう。

○小笠原二三男君 やれるとなれば、今度は逆な面から聞くのですが、たとえばうちの県等現に任意組合でリンゴの共同生産、共同防除、共販をやつて、しかしその場合に、系統資金を農協が引つぱつてくるわけですから、したがって販売のほうは、農協を通して販売をするといふような体制にして、連絡をとつておる。これがみんな個々に生産組合が販売するのだ、農協はくずさないのだといふようなことが、あらゆる面ではつづいてきたら、これは農協といふものはどこへ行くかといふことも考えられますし、それらの調整はどうなつておるのですか。

○説明員(酒折武弘君) 農業経営を行なう農事組合法人といふのは、これは、個人たる農民の農業経営を行なうといふのと同じ立場で考えればいいわけでありませう。個人たる農民が農業経営を行ないまして、それからできた農産物を販売する能力は、当然これはあるわけでありませう。ただこれをできるだけ農協という単位でまとまつて販売したほうがいいじゃないかといふことで、ここで農業協同組合といふものを作らしてこれを進めておるわけがございませう。同時に、農事組合法人といふものは、農業経営を行なう場合には、これは農民と同じでありまして、みづから作るものを売る権利はあるわけですから。ただそれを売る場合に、できるだけ農協を通して売つてもらいたいという指導方針は、従前と変わりはないうわけでありませう。ただ、それを法律上、組合員との間のつながりを強制的にするといふことは、現在の農協法の建前上やつておらないわけでありませう。

○田中啓一君 改正法の七十二条の八の「前二号の事業に付帯する事業」といふのがよくわからぬといふことで、われわれもたいへんむづかしい御質問でありますから、一生懸命耳を傾けて問答を聞いておるわけなのであります。そこで啓蒙的の意味で、しからばその付帯事業といふものは、何を、どういふようなことを通常指してこれは書いておるのか。この一号、二号は一応よく内容がわかる。そこで一号、二号をやれば通常出てくるような事例といふのは、どういふものがあつて、それが三号の付帯事業に当たるのだといふようなことを、ひとつ例をあげて御説明を願ふと、論をするにもたいへんわかりがいいと思ひますので、どうもたいへん初歩的な質問でおそれ入りますけれども、ひとつ例示で御説明を願ひたいと思ひます。

○説明員(酒折武弘君) この付帯事業の典型的なケースを申し上げますと、農事組合法人が作り出した生産物の加工をやるという場合、それから農事組合法人が持つております農機具を、ひまなときに他人に貸貸するといふようなケース、それらがあげられると思ひます。

○田中啓一君 それでは前二号の共同経営のほうは今御説明でよくわかるのですが、そうして共同経営でできた生産物を売るとか、あるいは共同経営に必要な資材を、たとえば肥料でも何でも買ふとかいふようなことは本来の経営に入ることだ、それがあるものを人に貸してやるのか何となくいふことになれば、付帯事業を考へるべきだ、よくわかりませんが、そのむづかしいのは、共同利用設備の、あるいは農作業共

同のいわゆる共同組織のほうの、このほうの付帯事業というののはどのものがあるのでしょうか。

○説明員(酒折武弘君) これも同様に農作業の共同化のために農機具を持つ、これがやはり農閑期に遊んでるときには貸すというようなことが典型的であると思います。

○森八三三君 十二時過ぎたのです、ちよつと三時間や四時間で結論にいきませんが、この辺で一べん休憩したほうがいいですか。

○委員長(堀原茂嘉君) 午前の質問は、この程度にいたしまして暫時休憩をいたします。

午後零時十一分休憩

午後一時四十二分開会

○委員長(堀原茂嘉君) 委員会を再開いたします。

午前に引き続き、農地法の一部を改正する法律案、農業協同組合法の一部を改正する法律案、両案の質疑を続行いたします。

○小笠原二三男君 きょうは、私、農協関係についてはいろいろ伝統的なものがあるし、わからない点もあるのも教えていただきたいと思って、総括的な質問をしたいのですが、まず両法案を改正して、そしてこの協業化、二つの事業を行なうのですが、その協業化を行なう会社法人なり組合法人なりができるということですが、これがその農業基本法との関係でどういうところまで発展していくことを期待してこういう計画をお考えになり、指導しようとしているのか、お伺いしたい。

○政府委員(庄野五一郎君) 農業基本法におきましては、御承知のように第

一条に「国の農業に関する政策の目標」というのを掲げまして、結局農業生産性の向上と農業生産力の増大、そしてそれを通じて農業所得の増加と拡大をはかっていく、こういうことに始まりまして、そのために農業構造の改善等の措置を講ずる、こういうことに相なるわけでありまして、今回の農業協同組合法の改正並びに農地法の改正におきましては、この農業構造の改善に自立経営の育成のために、あるいは協業の助長のため、そういう意味におきます組織と、それからそのために経営規模の拡大等のための農地の流動化、そういうものを両法案を通じて促進するということで、両法案の改正案を提出した次第でございます。

○小笠原二三男君 それだから、まあ将来の展望を私はお聞きしたいというのです。そういう方向で進められて、先般の選挙等で大いに宣伝せられたように二・五ヘクタールの自立農家百万戸を形成する。あとはその他が百万戸で、あとは零細農家が二百五十万戸、あとは零細農家が二百五十万戸、定になる部分があります、自立農家がかりに百万戸形成されたにしても、あと一人立ちで食べていけないという階層であつて、そこから協業化が始まるであろうということも言われておるわけですから、この協業の問題がこういう法人会社等の関係で発展していく。またさしていかねばならぬもの、この発展された結果として、私は農業構造の改善というのみならず、日本の農村そのものの構造が変わってくると思う。そういう点からも、どの程度のところまで政府は協業化——こ

ういう組織の組織化、こういう法人組織といふことを助長し助成していこうとしているのか。また行きついたりとはどういふ形に農村が変わっていくとお考えになって展望を持っておられるか、そういう点をお伺いしたい。

○政府委員(庄野五一郎君) 将来の展望でございまして、非常にむずかしい問題でございまして、一応所得倍増計画等におきましては、府県平均二・五ヘクタールのものを育成していく、こういう展望がひとつなされております。なお、そういう自立経営とあわせて、農業経営の小経営あるいは自立経営にいたすべく努力している経営、そういったところ、または自立経営に達した経営におきましても協業の助長をやらなくちゃならぬ、こういうことと相なるわけでございまして、その目標といふものは結局農業所得の増大を通じてまして他産業との均衡ある所得の確保をやつて農業者の生活の向上に資する、こういうことに相なるかと存じます。ただいま直ちにこれを数字的にどの程度まで持つていくかということ、は、協業と今後の農民の自覚と政府の指導といったものに非常にかかわるわけでございまして、なかなか数字的な目標をお示しするところまでは参っておりません。

○小笠原二三男君 その点はそれとお了解できます。私は数字などを要求するものではありません。ただ階層的には、自立農家そのものが協業するといふ割合は一般的に少ない。いわゆる自立農家の育成という一本の柱がありまから、したがって、他の階層に対しての協業を進めるといふ形になるで

しょうし、協業のほうは個人経営よりいいんだという前提がない限りはこういう改正は、まあめちやくちやな議論でいえば、考えなくてもいい、協業がいいのだという前提があるのだと思う。いいのだとなれば、いいと思われ

る方向に成功させるように指導していくのだらうと思う。そうすると、それが省令の形になって次々例示されるもの模範を見て、この協業を農村の中で進めていくのだらうと思うのです。そう

なつてきた晩に、なおかつ協業し得ない、また協業するに資力なり労力なり、あるいは土地なりの問題がもううまくなひのだというような向きがあつて、はずれるものがはずれていくといふ想定もあるでしょう。ですから、この協業といふものは、どこまで本腰を入れてお進めにならうとしておるのか、どういふ階層を主としておらうとおるのか、その辺のところはお示しただけなのでないかと思うのですが

○政府委員(庄野五一郎君) 御指摘のように、国の経済が高度に発展していく段階におきまして、所得倍増計画においても指摘されているように、農業人口あるいは農業の就業者の労働力の移動といふものが必然的に起こつて参っております。また、今後も経済成長の段階において、そういう傾向は助長されるだらうと思ひます。そういうひとつの契機をもつてまた農業の構造改善の契機としようというのも、本法の一つのねらいだらうと思ひます。そういう意味におきまして、いわゆる大規模の自立経営といふものは、一方においては育成されて参りましようし、それから御指摘のように、兼業におき

ましても、第一種兼業、第二種兼業、こういった農業形態がここにあるわけでございまして、そういう面の他産業への移動といふ面も出てくるだらうと思ひます。で、他面におきまして、農業の技術の発展あるいは農業機械の高度の発展、あるいは導入といった技術の面の要請も出てくるわけでござい

まして、そういう面から農業経営の資本を集積して、農業のいわゆる資本整備の高度化をやつて経営の合理化、近代化をやるといふ面が出てくるわけでありま。この面は自立経営においても当然でございまして、特に御指摘のよう

に、やはり兼業面、小経営の面において、特に必要になつてこようかと思ひます。そういった農業におきまして資本整備を拡大しまして、新しい農業技術面、効率のいい機械を入れていくという面、片一方において農業の労働力が移動する、そういう傾向をもつてやはり小経営なり兼業経営において、御指摘のような協業化の方向というものが強く要請される、こういうようにわれわれは考えております。

○小笠原二三男君 そうなることが想定されますと、今、三十七年度から政府が発足させようとしている構造改善事業、そのパイロット地区とか、一般地区とか、そういうものを設定して、相当の金を流し、またその地域自身が借金をして構造改善事業に取り組むという、その中心になるものは協業化のための土地整備なり何なり、協業の条件を整えていくという方向にあるのですか、そういうことは全然何ら関係なく、総花的な農業改善事業となるわけですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 構造改善

事業として、三十七年度から新しい構
想で出発いたしております。御指摘の
ように九十二のパイロット地区を設定
いたしまして、三十七年度においては
一般的に二百地区の構造改善事業を推
進していく。そうして十年間に全町
村、特に都市近郊を除きまして全町村
に及ぼす、こういうような構想でござ
います。これにつきましては農業基本
法の目的とするところを達成する、こ
ういうことに相なりまして、やはり事
業の対象というものは新しい生産農
業、成長農業というものを中心に置い
て、そのために自立農業というものの
育成並びに今御指摘になるような専
細、小経営の農業者等につきましては
助長されるように、そういった基礎を
両方とも並び進めていかなくちゃなら
ぬ、こういうふうな考えでおります。

○小笠原二三男君 ですから、大体の
方向としては自立経営の育成というこ
とと、協業農業ですか、この二つの柱
が中心になって、その農村における営
業の形態が展開していく、あとまあ兼
業農家というのは、それぞれ協業する
場合もあれば、他に労賃収入を求め
る、農家として残る部分があるのだ、
農村の姿というものはそういうふうな
変わっていくのだ、こう見ていいわけ
ですか。

○政府委員(庄野五一郎君) この農業
改善事業におきましては、御指摘のよ
うに、この計画の実施によって、自立
経営の育成ということと、協業の助長
に資するということに中心が置いてあ
ります。これは農業基本法においても
その二つが柱になっているわけござ
います。それに資することに相ならう
と思います。ただし、その地区々々の

やはり立地条件、あるいは農業条件、
あるいは経済条件、あるいはその中に
おきます農業経営の状態等によりま
ち、それがどういうふうになるか、
それはその地区の構造改善事業を樹立
いたします段階において並び称せられ
る面もございましょうし、協業の助長
については、ウエイトが置かれるよう
な地区もあるかと存じます。

○小笠原二三男君 それで、今お尋ね
している点を言い直してお尋ねするの
ですが、結局日本の将来の農業という
ものは、個人農業で伝統的にきたけれ
ども、今後個人農業としては自立農
業、それから個人的なものでない協業
による農業というものを進めていくの
だ、農政として協業という問題はもう
いいかげんに奨励するとか何とかとい
うようなことでなくて、日本農業を歩
ませていく必然の道筋なんだと、こう
いう根本理念に基づいておやりになっ
ていくのだということは間違いないわ
けですね。

○政府委員(庄野五一郎君) 基本法に
もございますように、日本農業の現段
階におきます基本的な経営は、家族
農業を中心にしたしているわけござ
います。それでその家族農業を自立経
営に育成していく、こういうことが一
つの大きな柱でございます。それと
も、自立経営の段階において、いろ
いろ、早急にこれが自立経営まで持っ
ていくということには、非常にむずか
しい問題もあるかと存ずるわけござ
います。小経営というものがどう
いうものがあるわけございまして、
そういう面において先ほど申しました
資本整備をして新しい近代化をはか

る。こういう意味においても、協業に
これを持っていかなければならぬと考
えるわけでありまして。
○小笠原二三男君 ですから、局長が
お考えになっておられることを了解する
には、農業基本法に基づく協業の助長
ということは、これは重要な今後にお
ける農政の課題である、使命である、
こういう意味で考えていいわけござ
いぬ。どうも助長などという言葉なの
で、いいかげんなものでないかという
感じを持っし、何かいろいろ議論が
あったようにも聞いておるので、そう
いう点を確かめたいからお尋ねするわ
けです。

○政府委員(庄野五一郎君) 御指摘の
とおりと存じます。
○小笠原二三男君 そこで午前中に森
委員からお尋ねのありましたような会
社なり組合法人なり幾多の協業の組織
ができてくる。そして親組合々々と
午前中も言っておりました農協との関
係が、どうなるものかということにつ
いて、私どもはつきりわからぬ。こ
の法人が直接生産したものを販売す
る、あるいは生産に必要なものを共同
購入をやる。こういうような事業が個
個の組合で行なわれるという形にな
ると、相当この法人組織が展開してい
く段階には、農協は何を仕事としてや
るのかということが、私にはわからな
いのです。農協というものの使命は、
どういうことになるのかということが
わからぬのです。その点少し教えてい
ただきたいのです。

○説明員(酒折武弘君) 現在われわれ
の想定しておりますいわゆる農業経営
を営む農業生産法人といふものは、
まあ人数的に申しまして、それほど
多人数ではない。たとえば現在の農協
の平均の組合員数は、約五百人でござ
います。で、今直ちに五百人ぐらゐの
人間が集まってこういう生産法人を作
るような事態には、まだ立ち至ってお
らない、そう考えておるわけでありま
す。したがって、それよりはるかに
少人数の人間の寄り集まりとしての
生産法人を想定しておるわけでありま
す。そこで農協との関係であります
が、そういう生産法人は、農業経営を
営むという観点から見ますと、これは
一個の経営主体でありまして、個人た
る農民とその点においては差異がない
わけでありまして、したがって、こ
れらの生産法人は、他の個人たる生産
農民と同様に、その生産物の販売につ
きましては、農協という単位にまとい
うのが、われわれの基本的な考え方
であります。

○小笠原二三男君 だから、やって
いってみたいという願いはよくわ
かる。よくわかるが、それぞれ一人歩
するわけですから、私の申し上げてお
るのは、一人歩きしていくという組
織法人が、自立農家、家族経営農家以
外に幾多のものができてくるという形
になって、そうしてその団体の、それ
も個人単位と同様な資格をもつて農協
に入るのだということになっておって
も、農協に利用価値がないということ
になると、入らないと思うのです。あ
るいは、自立農業経営をやる組合員
と、組織的な法人農業経営をやる同じ
農協の組合員とは、好むと好まざると
にかかわらずだんだん対立していくの
でないかという感じがする。これは私
の感じですが、そういうことはあり得
ないということですか。

○説明員(酒折武弘君) 先ほど申しま
したことは、われわれの単なる希望的
観測ではございませんで、最初に申し
ましたように、現段階においては、そ
ういうふうな大規模な強力な生産法人
というものはできないであろうという
前提のもとに考えて申し上げたのであ
ります。そうして農業協同組合とい
うのは、御承知のとおり零細な、力の弱
い農民というものが集まって、そこで
一体となって、力を強くして外へ向
かっていくというものが、本来の趣旨
でございまして。そういう意味から申
しますと、御質問のような非常に強力な
生産組合ができ、強力な自立経営がで
きて、これがあえて協同組合組織によ
らなくても、単独で販売事業を市場
に向かつてやっていくという力のある
ようなものができた場合には、あえて
これは理論的には協同組合組織をし
てとらせる必要はない、ただ現実問題
としては、そういう力の強い生産者な
り生産者の団体というものが、現在も
ないし、また近い将来にも起こり得な
いであろうということは、前提として
考えておるわけでありまして。

○小笠原二三男君 私はあまり力関係
に力点を置いて、想定してものを言う
ておるのではないのです。多数法人が
出るといふことに力点を置いて判断し
ておるのです。たとえば主産地形成と
いうものでやっても、農民の一つの意
識としては、よりいいものをより高く
売りたい、これはもう本能的なもので
す。特産物等においてしかり、それで
同じ主産地として、ある条件のものを
生産するとしまして、その出荷の時
期その他によって販売価格が非常に変

ないということがありますか。
○説明員(酒折武弘君) 先ほど申し
ましたことは、われわれの単なる希望
的観測ではございませんで、最初に申
しましたように、現段階においては、そ
ういうふうな大規模な強力な生産法人
というものはできないであろうという
前提のもとに考えて申し上げたのであ
ります。そうして農業協同組合とい
うのは、御承知のとおり零細な、力の弱
い農民というものが集まって、そこで
一体となって、力を強くして外へ向
かっていくというものが、本来の趣旨
でございまして。そういう意味から申
しますと、御質問のような非常に強力な
生産組合ができ、強力な自立経営がで
きて、これがあえて協同組合組織によ
らなくても、単独で販売事業を市場
に向かつてやっていくという力のある
ようなものができた場合には、あえて
これは理論的には協同組合組織をし
てとらせる必要はない、ただ現実問題
としては、そういう力の強い生産者な
り生産者の団体というものが、現在も
ないし、また近い将来にも起こり得な
いであろうということは、前提として
考えておるわけでありまして。

○小笠原二三男君 ですから、やって
いってみたいという願いはよくわ
かる。よくわかるが、それぞれ一人歩
するわけですから、私の申し上げてお
るのは、一人歩きしていくという組
織法人が、自立農家、家族経営農家以
外に幾多のものができてくるという形
になって、そうしてその団体の、それ
も個人単位と同様な資格をもつて農協
に入るのだということになっておって
も、農協に利用価値がないということ
になると、入らないと思うのです。あ
るいは、自立農業経営をやる組合員
と、組織的な法人農業経営をやる同じ
農協の組合員とは、好むと好まざると
にかかわらずだんだん対立していくの
でないかという感じがする。これは私
の感じですが、そういうことはあり得
ないということがありますか。

○説明員(酒折武弘君) 先ほど申し
ましたことは、われわれの単なる希望
的観測ではございませんで、最初に申
しましたように、現段階においては、そ
ういうふうな大規模な強力な生産法人
というものはできないであろうという
前提のもとに考えて申し上げたのであ
ります。そうして農業協同組合とい
うのは、御承知のとおり零細な、力の弱
い農民というものが集まって、そこで
一体となって、力を強くして外へ向
かっていくというものが、本来の趣旨
でございまして。そういう意味から申
しますと、御質問のような非常に強力な
生産組合ができ、強力な自立経営がで
きて、これがあえて協同組合組織によ
らなくても、単独で販売事業を市場
に向かつてやっていくという力のある
ようなものができた場合には、あえて
これは理論的には協同組合組織をし
てとらせる必要はない、ただ現実問題
としては、そういう力の強い生産者な
り生産者の団体というものが、現在も
ないし、また近い将来にも起こり得な
いであろうということは、前提として
考えておるわけでありまして。

わるといふような場合には、自分たちの小さな利害だけを念頭に置いて、そうしてこの農協的な組織に団結しないで、小さな組織でそれぞれ相手を求めて販売していき、あるいは中央の資本にたがって販売の経路を求めていくとか、そういう動きが起らないか、そういうものが起こるといふと、味方陣営の組織の中で競合が起こってくる。農協などはどこかへやられるという形になって、農協というものは、単に金融機関的なそういう機能しか果たせないような状況になる場合があるのではないか、こういう考え方はありますが、今のことを言っているのじゃないです。私はほとんど各農村に、一つの単協の組織下にそうした組合法人が、その経営の問題として、組織等々の問題として、いろいろな階層と組んでものが考えられてきた場合に、起こってくるのではないかと感じます。そののですが、どうなんですか。

○説明員(酒折武弘君) 現在におきましても、たとえば野菜の出荷につきまして、任意団体であります出荷組合というものを作りました、これが農協とは別に単独にやる、そういう例があるわけでありまして、これは農協理念から申しますと、あるいは流通上の理屈から申しますと、そういう小さい固まりでもって出荷することは損である、もつと大きな単位でやるべきである、そのためにはやはり農協を通してやらなければならぬ、しかも現在の農協でさえも、なおかつ小さくて、もう少し規模を拡大する必要があるであろうというところで、われわれ合併も促進しております。そういう意味におきまして、現状におきましてもお説のようにな

問題点があるわけでありまして。今後農事組合法人のごときものができました場合に、確におこしやるような危険性をばらんでおけることは否定できないと思います。ただ、私たちが考えておることは今後の農協というものは、そういうふうになんか生産者なら生産単位というものが強力になり、大きくなっていく、あるいは専門化していく、そういう状態を前提にして、そういうふうな生産者をどういうふうにして引っぱっていったらいいかというのを考えるのが今後の農協の大きな課題である、そう思っておるわけでありまして。そういう農協から離れる危険性があるがゆえに、生産者が大きくなった、あるいは共同経営を行なうこと等々は否定すべきではない、これは促進していく、ただ問題はそれに対応する農協の体制いかんということについて、今後われわれも努力するし、農協自体も研究しなければならぬというふうな考えでおるわけでありまして。

○小笠原三三男君 よくわかりました。そこで農協というものは私はだんだん購買の面でもくずれてきておるところがあると思うのです。たとえば肥料なら肥料に例をとってみても、農協を通さない問屋筋から別系統で入ってくるというふうなのが相当見られる実情だ。なかなか農協としてこれを押し返して一元的に組合員の肥料なら肥料というものを扱おうというところは、困難している向きがあるのではないかと思ふのですがね。そういうふうなのが、先ほど言われるように法人として購買も自由なんだというふうなことがあれば、どうも農協というものはどうなっていくのかということが心配なんです

ね。結局将来は農協というものは、あなたがおっしゃるような指導農協として、あるいは信用の金融、あるいは共済、そういうようなものとしてだけ残るのではないかと感じます。その残るの、私は農協というものの伝統を知らぬのですから、まあそこそこ質問しているわけなんです。農協精神とか農協理念とか、大いに言いますけれども、どこがほんとうの農協なんだ。法律にはこう農業協同組合とは書いてあるが、農業協同組合であつて、そして農協が結集せよと書いておる。しかし、なかなか結集してはいない。農協自身は、何か大きい農協であれば県議員とかあるいは国会議員とか、そういう人を一連の頂点に置く幹部階層を作つて——じゃ、その方は、農家経営はどうしているかという、まあ単協等でも奥さんか娘かおばあさんがちよこちよこやっているというふうなことで、そんなもので飯を食っている人たちはではない人たちが農協の経営のスタッフです。大体われわれの地域を見てもそういうことです。農民と農協というものは何か別もののようにならに見えてみる向きの中へ入つて話込むと、そういう向きがないこともないのです。農民が農協に対して、意欲的な情熱を傾けて、これをわれわれの一切のとりでとして守り育てていくという精神が今日の農村の中で厳として生き、脈々としてそれが伸びようとしていくかという、必ずしもそう言えない実情ではないかと思うのです。そういう意識的な面も兼ねて加えるという、こういうさまざまな組合が出て、それがいいぞということに

なると、だんだん農協というものがじゃまになるといふか、魅力を失うような形にこれは過程の段階であるかどうかからいふのがなるのではないかと感じます。この点はどうかというところをお聞きしたい。

もう一つは、私非常に不思議でならぬのですが、おしかりを受けたら受けたいのですが、農業協同組合なんです。私には本来の精神は農業生産組合でなくちや本物ではないのか、物を売つたとか、買ったとか、利用するとかされるとき、ほんの何かまわりのようなことを主体にしてやつておるのだらうか、全然私しろうとばかりわかってませんが、なぜ農協そのものに生産活動をさせることができないのですか。そしてそのためにこういう法人を他に農協とつながりがあるような形に農協とつながりがあるような形に作らなければならぬのか、この点が私はわからない。この二点。

○説明員(酒折武弘君) まず前段の問題でございまして、確かに現在の農協はすべての農民の力を結集したような形態ではないというところはよくわかります。これもわれわれも常々苦心しているところでございまして、たまたまこういふ問題があるわけでありまして。農協によって共同購買、共同販売を進めていきます場合に、一体農協によって、そういうことをやつたおかげで経済的效果というものがどうあるかというところの測定が非常にむずかしいわけでございます。一般の商人あたりが、そういう農協の購販体制をくずすために特にそういうところ

に対しては価格の面における競争を一時的にやめていって、そこで打ちくずすというふうな活動もあるわけでありまして。したがって、そういう場合には特別の価格がそこに形成されるというふうなこともありまして、そうすると、農民の側から見れば非常に目先の問題でありますけれども、農協のほうに安いかどうか、あるいは買入ものは農協のほうが高くしか買えないじゃないかというふうな問題があるのであります。そういう点で、経済的な面で、農協の事業の効果といふことが、あるいは恩恵といふことが、そういうものははっきりはかり得ないというところがありまして、ここにいろいろ問題が起ってくる。それからもう一つ日本の農協は何といひましても、これは最初の出発点におきまして、ある程度上からの押しつけ的なものであったというところは否定できないと思ひます。そういう面におきまして、諸外国にできております農協と比べますと農民自体の農協運動というのに対する理解、農協というのに対する理解が足りないというところはあります。なおかつ現在の農協といふものは、従前のような零細な主として自家消費的生産をやつておるような農民というものを対象として考えた農協でございまして。今後の青果、畜産のごとき消費生産物を作る、しかも規模の大きい農家というものを対象としてはあまり考えてなかつたという歴史的事実情もありまして、今後の農協のあり方というものは根本的に考え直さなければならぬ点もあると思ひます。それから、諸外国の例はどうかという御質問でございまして、諸外国で

は私知っておる限りでは流通面——農協の担当しておる部面は流通部門でございませうが、生産部門を担当しておる農業協同組合というものはございませう。共産圏は別かと思ひますが。

それからもう一点、農協に生産事業をなせ行なわせないのかという御質問でございませうが、これは法律上あるいは理論上農協に生産事業を行なわしてはいけないうままでの考え方はないものでございませうが、現段階においては農協単位に生産事業を行なうという事はまだ考へる時期ではないんじやないか。むしろもっと簡易な生産主体であるという農事組合法人のこと、ものを主流的に考へていいのじやないかという考へのもとに農協には農業経営を認めなかつたわけでありませう。したがひまして、将来の情勢いかによつてはなお検討すべき余地があると思ひます。

それから、現在に農協にそういう生産事業を認めます場合、先ほど申しましたように農協の平均規模は五百人、いわゆる専門農協でも二、三百人でございませうが、そういうものがほとんど全員参加してそういう農業経営を行なうという事はちよつと考へられませう、といつて、一部の者のためにのみ農業経営を行なつた場合、その損益の問題が農協全体の経営に響くというやうなこともありまして、現段階では農協に認めないほうがよいのではないかというふうに考へております。

○小笠原二三男君 これは全く私の個人的な意見で、わが党の考へとはかけ離れて質問しておるわけなのですが、この農協に生産活動をやらせない、特殊

な組合、養蚕組合とかたばこ耕作組合とか、こういうやうなものは生産的なことをやつておるのです。まあ、それは家族農業としてやつておるので、それは同じだといふことは、原理的には同じでございませうが、農協の立場と同じでございませうが、何と云うか、結束という共同動作といふ事か、そういう部面はずつとすぐれておる部面があるわけですね。経営の中にまで立ち入つて、お互いの間で援助し合つて仕事を

していつてゐる、そういう仕組みではないわけですね。そこちよつと違ひ、はだ合ひが違ひと思ひます。しかし、ああいうやうなものがあることを考へますと、五百人なら五百人の単協が全部参加する、共同化のそれはないにしましても、あらゆる部門別に農協内部で組織して、内部のものとして運営していく方法がないのでございませうかといふことなのです。外部に別人格を持たないで、農協内部のものとして運営していける、そして農協の仕事、外から見れば一切が農協の仕事、こうなるやうな方法がないだろうかといふことなのです。それでもそれが、私しろとでわかりませんが、ないとするならば少なくともこの農業改善なり何なりといふものは農家の所得倍増なり、農家全体の経済水準を上げていくというやうなことだから、問題は別な点に発展するのですが、特殊な養蚕だ畜産だ、それ果樹だ何だかといつた場合に、一農家の小笠原なら小笠原がそれぞれ出資をし、資金を分散させるよりは、あくまでもその単協を総合農協として一切のものが農業活動の中でやれるという方法はないだろうか。そこまではないなら、たくさんさんの役

員を作つておのそのそつちを向いてやつて、本体である農民はみな同じだといふやうな、たとえば今騒がれてゐる農業共済なども、農民自身は同じで頭の向きが違ひのものが二つほどあつてがしやがしややつておる。まことに私は不思議でならぬのですが、何で日本の農民が一体になつて、そのことが前進であり強力になるのだといふなら、今後はそれ組織は持たせなさい、その中で組織内部の問題として発展させていくという方向が考へられな

いだろうか。こういう二点、お尋ねしたい。

○説明員(酒折武弘君) おつしやる点はまことにございませう。おつしやる点は、実はわれわれもある時期におきましては、農協が農業経営をやれるという方向で考へたらどうかといふことを研究したこともあつたわけございませうが、基本法もできまして、本格的に協業経営といふものを促進する立場から考へてあらためて考へてみたわけでありませうけれども、その場合に、一つの条件としてその農業経営を営む法人はできるだけ自由な形態で、できるだけ簡易に作るというのを考へたわけでありませう。その点におきまして現在の農協といふものは非常に公共的色彩が強く、しかも流通事業を主体として考へておりますゆゑに規模も非常に大きいといふことから、いろいろ行政庁の監督という点からございませう。あるわけ、そういう要請にこたへにくい形態である。それからもう一つは、農協経営は、先ほど申しましたやうに、行なう場合にそのいわけの取引支と、それから一方市場を対象とした流通事業に伴う損益といふものが混落

することに成りますと、そこに一方の側が非常に不利をこうむる、あるいは被害をこうむるということが予想されて、特にこれは現在のやうな農協の規模がある程度大きい場合、あるいはまた将来大きくなるやうとする場合におきまして、また生産する規模としてはそこまではないといふ二つの場合がある。そこで、いろいろ問題が

かえつて起るのじやないかといふやうなことを考へまして、この際は農業生産法人といふものを単独に作つていきたいといふことで、この法案を出したわけでありませう。農協との関係につきましては、おつしやる点の心配もなきにしろあらずとは考へておりますけれども、あくまでもこれは農民の農業経営の合理化をはかつていくという立場から考へていく筋である。農協はそういう農民の意欲、農民の傾向といふものに対応して、どうしたらいいかといふことをその次において考へていく筋である。そういうことである程度割り切つて、今後は指導なり、あるいは農協の努力なりに待つてその問題を円滑に処理していきたい、そう考へております。

○小笠原二三男君 私にもしつかりしたことはわからぬですが、流通面だけを扱うのが農業協同組合であつて、そうして生産にタッチしないという形はどうも私は本意などがあるやうです。そういうものが、日本の農村の中で農民を守つていく組織として流通面だけ担当するものが一切ある、それでいいんだらうといふことはどうも私は歯がゆい感じがしてならない。別建てで法人を作るとかなんとかいふことで必ずしも、今とやこうこまかいことは言ひ

いませうが、少なくともどつかに農協といふものがどうしてもやはり伝統的に農村にあるならば、この農協といふものに農民が寄つてくることによつて、そうして経済的な条件をよくして、それ以外のものにたよつたつてだめなんだといふしつかりしたものを持たせてあげたならば、私はもつとも農協といふものは明るいものになるのじやないかという感じがする。どうも中途半端だといふ感じがしてならない。それで、自由主義国家の関係ではそういう組織がないといふこと、それで共産圏は別だといふておりましたけれども、それは共産圏におけるソ連や中国は全く別で、今の日本でそのまゝ範とされるという事はできない、それはわかる。けれども、東欧諸国あたりの共産圏における農業協同組合といふものは、私は大胆なもののいい方ですが、資本主義の中でもやつてやれないことがないんじやないかといふやうに思われる部面がある。ユーゴスラビアにおける農業協同組合は、全然社会化された土地に農業労働者が入つて経営する組合もありませう。これはもう完全な賃金収入でその農業労働者が食つていくといふ形態のものでございませう、これは別ですがね。いわゆる一般農業協同組合といわれるユーゴスラビアの組合は、個人の自由の意思によつていかなる形でもその協同組合と共同の契約を結ぶことができるやうになつてゐる。たとえば、自分は土地を持つて経営するといふことは困難だといふ人は、農協にその土地を委託して経営してもらつて、自分が労働者としてその農協に雇われる、そうして土地の賃料ももらひ、労働収入ももらふといふ

契約を結ぶ場合もあるし、ある人は、耕作段階の機械を入れてひとつ耕やす、種まき以前の段階のところだけを農協にやってもらおうという契約を結んで、あとは自分が耕作していくという契約の仕方もあるし、あるいはある段階では共同販売の部分だけ契約する、自分の生産した麦なら麦というものを、これをその協同組合で共同販売してもらいたいという契約で自分で直販しない、こういう契約の仕組みもある。それらがいろいろ入りまじって、協同組合は一部の販売活動もすれば、委託されたものの購買活動もやっていく、ある場合には、機械を持っていて一部農作の共同作業もある、こういう形でやっておる組合の形態のようですね。で、私はこの点を、ただ一週間やそこら行って視察して聞いてきた私の話ですから、十分な点はわからぬのですけれども、あなたのほうでそういう点御検討になっておられる点があるなら、こういう点がうまくないのだとか、ああいう点がうまくいかないのだとか、御批判があったらお聞きしたいと思うのです。

○説明員(酒折武弘君) 先ほど私、現在の農協が販売事業という流通関係の事業が大部分であると申し上げましたけれども、これは現在の実情を申し上げておるわけでありまして、法律上の建前なり、われわれの政策から申しますと、もっと農協は生産面に深く入るべきだという考えを持っておるわけでありまして、また法律上はそれが可能なことになっております。すなわち、農協は、たとえば共同利用施設の設置というような形態でもって、機械を

もって共同農作業をやる、あるいは機械化をやっていく、集団的機械化をやっていく、そういうことは十分可能なわけでありまして、生産面における農協の活動の範囲というものはきわめて広いわけでありまして、ただ、私が農業経営を農協が行なえないと申し上げたのは、農協がその農業経営の経済的な責任と危険を負担することが行なえないというのを申し上げたわけでありまして、農業の生産過程のいろいろな作業につきましても、非常に広い範囲において農協はできるわけでありまして、その点私、実は東欧の諸国の情勢はよく知らないのではありませんけれども、そういったいわゆる農協の共同作業的、あるいは共同利用施設の設置の事業が活発に行なわれているのじやないかと実は私存じております。

○安田敏雄君 関連して質問しますがね。今度の改正案では農業経営を行なわないで、農業にかかわる共同利用施設の設置とか、あるいは農作業の共同化に関する事業のみを行なう団体も農事組合法人として資格を与えているわけですね。そうしますと、ただいまの答弁の中で、農協はまあ法律の定めるところによって農作業の共同化等を実施することがあるわけですね。飼育の共同だとか、こういうようないろいろな共同施設を農協自体がやっておるわけですね。そうしますと、今度新しく出た、私が前段申し上げましたものの調整が出てくるわけでしょう調整の問題が起るわけですね。これは必ず問題になるわけですよ。こういう農事組合、今度新しくその農業経営なり強化されてきますと問題になってくる

わけですね。こういう場合の調整はどういうようにお考えになっておりますか。

○説明員(酒折武弘君) 実は前々国会で廃案になりました法案によりまして、農業生産共同組合制度というものを設けまして、これは農業の経営だけをやるという考え方でございまして、それを今度農事組合法人に変えまして、共同利用施設の設置ということもあわせて事業の能力に含めたわけでありまして、このいきさつは、現在の協同化というもののあり方を考えてみますと、必ずしも一挙に経営を一本化して農業経営を共同でやろうというものもあるかと思いますが、それと、その前段階的経営の最後の責任は、個々の組合員に残っておる生産過程が相当高度に共同化されているという形態がむしろ作りやすいし、多いのではないかと、そういう意味で、この生産法人というものにも、少なくとも共同利用施設の設置という事業能力を与えるのが実情に合うのではないかと、今度の改正案となつたのであります。そこで、実はわれわれはその問題につきまして、当初はおっしゃる点を心配したわけでありまして、農業協同組合にも共同利用施設の設置の能力があり、これにも同じような能力があることを重複するじやないかという点を心配したわけでありまして、これはやはり実際の考へまして、ここに共同利用施設の設置というものは、きわめて生産に密着した事業である。それに対して、現実の協同組合の共同利用施設というものは、数百人の人がたいてい使う

ことを前提にして、大規模かつ流通面に通じての施設である、そういうことで観念的な区別はできるのではないかと、いうことでございまして、おっしゃるような、農協と農事組合法人との事業面における重複の結果の紛争というものは、全然これは心配がないことはございせん。しかし、全般的に農事組合法人と農協というもののあり方の問題として処理されるべきでありまして、これは今までの申し上げましたように、農協も十分に力をつけてもらって、われも十分指導いたしまして、その点の円滑な運営をはかっていきたい。そう考えております。

○安田敏雄君 今まで農業協同組合の中では、この戦後の十数年のいわゆる農政の中で、これは経済的ないろいろの諸関係がありますから考慮されなければなりませんけれども、結果論として農業が非常に立ちおくれ、それから他産業と格差がはなはだしくなっております。ですから、今度は基本法によって他産業と均衡させるように所得を与え、同時に、生活水準も均衡するように向上させるのだ、こういうことで基本法が定められた。そのうちの農協の助長というところで、結局ここにうたわ

れておるように、農事組合法人というものを作って、そうしてこれに資格を与えるということになってきた。ところが、その法人は、やはり行政的な政府の指導の面からいっても、これは他産業と均衡させるように育成していかなければならぬ義務があるわけですね。そうすると、金融的にも、あるいは生産関係においても、諸施設においても、かなり従前よりも趣を変えた近代的農業にふさわしいものに育ててい

くところのいわゆる中央地方の行政官庁を通じての指導をしていかなければならない。そういうような指導のもとにおきますと、必然的に、かりに大きな経済的な変動のない限り、ある程度の力をつけてくるわけですよ。また、そうでなければ他産業と均衡しないわけですよ。そういうように指導して、事業が完全にいく、資金的にも裕福になってきて、ますます共同利用施設というものは拡充強化されていくのだということになりますと、従来の、いわば末端の農村に行きますという、活動していないような有名無実の農協というものの影はますます薄れていくというふうなことで、そこにいわゆるいろいろの問題が出てくるのじやないか。二本立のような形が出て、従来の農業協同組合は、単協は要らないのだという声が出てきたときに、おける調整段階というものは、これは農協自体のいわば組織の否定という問題にまでも発展しなければならぬというふうな情勢も考えられるわけですよ。そういうような場合を考慮したときに、どういうようにひとつ対処していくのかお教え願いたいと思うのです。

○説明員(酒折武弘君) これは現在の農協法に農協は農協の准組合員たることを得るという規定があるのでございまして、これは数年前に改正された規定でございまして、このねらうところは、原則的にはいわゆる共同利用施設の設置等は普通のいわゆる農協でやらしいじやないかという考え方であります。現実的には、たとえば現にありますが、農事組合とか実行組合とか、そういった任意団体的小ダ

ループが共同利用施設を設置しておるという現実があるわけだ。これらのものを農協所有という形態でやらせようとしてもなかなか利害関係あるいは利用の関係をいったようなことで農協が持つというわけにはいかないという結果、そういうことが起こっているわけである。そういうふうな比較的簡単な事業をやるための組織としての農協というものを想定して、そしてそういう農協が、さらに一般に言われる総合農協的な農協、これに加入する道を開いたというのがそのときの改正の趣旨なのでございませう。そういう意味におきましては、現在の農協法におきましても、同じ農協という名前がございませうけれども、非常に広い流通事業その他万般の仕事をしていく総合農協の形態の農協と、うではない、比較的小さいグループの、また事業の範囲も比較的狭い農協というものを想定しておるわけだ。これら二種類の農協が互いに反発し合うというふうなことがあつては困るじやないかというふうな問題があるわけだ。農協、総合農協というふうな関係でも、現にまた起こっている問題でございませう。農事組合法人につきましても、当初のわれわれの考えはそういう共同利用施設は農協でもやらしたらいじやないかという考えであつたわけだ。持たざるを得ない事情にあるわけだ。持たざるを得ないものが現在任意組合でやっている場合が多いので、法人格を持たせることによって事業活動が

伸び便利にもなるというケースも考えられるのじやないかということで、これに對しての道を開かなければならぬというものが相当強い団体方面の意見でございまして、そういう意味からこの農事法人に共同利用施設の設置という事業能力を認めなければならぬ。したがうして毎々申し上げまされども、おつしやるような法律上の形態から申しますと、お互いに事業能力上重複する面がありまして、競合するといふ危険は絶無とは言えないと思ひます。○田中啓一君　ちよつと関連して。たいへんきようは農協というものの本旨につきまして、私もどうも戦後の農協に入しまして役所に入しまして、何やら非常にマンネリズムに陥りまして、もつともつと農協というのは本質的に考へて発展方向にあるものじやなからうかと思つておつたのでありますが、そういうふうな面に対して一條の清風を送り込んでくるような御質問でございまして、非常に私は傾聴いたしておつたわけだ。こゝで考えますのが、今出ました、たゞ耕作組合というものが農協法とは別の法律でできている、やつとすることは今の流通法の、あるいは生産物資材の共同購買、販売というふうなことを主として流通面だということの意味は同じじやないか。一体そういうたゞこゝを生産する点に特別のところがあつたというふうなものであれば、果実農業協同組合といふふうなもの、開拓農業協同組合といふふうなもの、ほとんど同じものだらうと思ふ。こゝも違ふのじやないかと思ふ。それが一体別の法律でできておつて全く農協一般の監督官庁とは離れて、行政の指導監督を受けておるといふこともおかしいのじやないか、こういうふうな思ふわけだ。それから、今日の問題で、一番みんなが往生している建物共済の問題、さらに私は建物共済の問題が起きたのは、作物共済の問題から起きたわけだ。あります。これは純然たる共済事業であります。ただ事の必要上、半ば強制設立、強制加入の点が設立自由加入の農協法とは違つておるといふことで、別種の法律を立てて、そうしてやつてきたものでありますから、もともと農協がよろしく二枚看板をかけてやつておつたものが、だんだんわかりかかつてしまつて、そこへ同じ事業を初めたといふことで、まことに今困つた問題を起しておるわけだ。それからもう一つ考えますのは、農協の事業といふところに、明らかにその五号に、「農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理又は農業水利施設の設置若しくは管理」、こういう事業が掲げられておるのであります。これはおそろくもとの産業組合法にはどうもなかつたじやないかというふうな私は気がするんですが、とにかく現行法には初めから入つております。実はこゝういふことになつておるけれども、土地改良をやる場合には別に土地改良区といふものを作つてやるの原則としていつておるわけだ。こゝで他のものをやれぬわけではもちろんないわけでありまして、非常にそれはもう実際には例外的になつてゐる。もつともこゝで、農業協同組合では不適当だと、こ

いかに思ふ。それが一体別の法律でできておつて全く農協一般の監督官庁とは離れて、行政の指導監督を受けておるといふこともおかしいのじやないか、こういうふうな思ふわけだ。それから、今日の問題で、一番みんなが往生している建物共済の問題、さらに私は建物共済の問題が起きたのは、作物共済の問題から起きたわけだ。あります。これは純然たる共済事業であります。ただ事の必要上、半ば強制設立、強制加入の点が設立自由加入の農協法とは違つておるといふことで、別種の法律を立てて、そうしてやつてきたものでありますから、もともと農協がよろしく二枚看板をかけてやつておつたものが、だんだんわかりかかつてしまつて、そこへ同じ事業を初めたといふことで、まことに今困つた問題を起しておるわけだ。それからもう一つ考えますのは、農協の事業といふところに、明らかにその五号に、「農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理又は農業水利施設の設置若しくは管理」、こういう事業が掲げられておるのであります。これはおそろくもとの産業組合法にはどうもなかつたじやないかというふうな私は気がするんですが、とにかく現行法には初めから入つております。実はこゝういふことになつておるけれども、土地改良をやる場合には別に土地改良区といふものを作つてやるの原則としていつておるわけだ。こゝで他のものをやれぬわけではもちろんないわけでありまして、非常にそれはもう実際には例外的になつてゐる。もつともこゝで、農業協同組合では不適当だと、こ

ういふことであらうと思ひます。しか、今後排水あるいは灌漑のでき上がつてしまつてからの管理というふうなことを考えますと、実は今後は田畑輪換だとか、あるいは輪作だとか言われて、これはもう農作業そのものに、営農そのものに非常に密着をしてゐるわけでありまして、このような団地においては、今年には牧草を作ろう、二年作つたら、今度はすき起して稲を作ろう、そうすると水が多量に要する。牧草を作るときには水は要らない、こゝういふようなことでございまして、ほとんどもう営農そのものと非常に密着してゐる。それから今度は農業協同組合の中、厳密にいへば、それは農業協同組合ではないのかかわりませんが、農業協同組合の中に農事組合といふものがございまして、農業経営つまり協業経営をやる、こゝういふのが出てくると、これはどうもそこに水の管理を移してやらぬと、まことにうまくいかぬのではないかとこゝういふような面だけ部落単位の農事組合でやつたらどうか、こゝういふようなことで非常に入り組んでおまして、密接な連関が出てきてゐるのじやないかと思ふ。零細農業から脱して適正規模な多角経営にいく、それを補うのに協業組織をもつてゐる。こゝういふことは明らかであるわけでありまして、先ほど安田さんからお話がありましたように、農業基本法の目的に沿つて一斉に何もかも立ち上がつていく、こゝういふようなときになりますと、あつちの団体だ、こつちの団体と言つてはまことにわづらわしい話で、しかも事業をやれば、資金は個々の農家があつちにも

こつちも出さなければならぬ。役員もあつちにもこつちにもできる。まことに不思議なもので、団体ができると、団体そのもののために他の団体と一致ができないというふうなことも出てくるわけだ。でありますから、私は今すぐどうするといふことは、だれも見解が立つわけではないのでありますから、まさにこれらの農業団体といふものの全体について基本法の線に沿つて整備を企てていかなるべき段階になつてゐるのではないかと。何かから新陳代謝のを見ますと、金融面だけは、何か農協からやられるようなことも考へる人もあつて、そう新聞に出てゐる。私はこゝういふときで、さう、いろいろのことを考へて下さるのは、当然なことだ、皆が考へるのはよろしいと思つてゐるわけだ。こゝに、私に關すること、組織に關することを、私はこゝで根本的に検討して、それぞつちの必要程度においてやつていくといふようなことを考へるべき時代じやないか。こゝういふふうに思ひますが、これをもう一つ、幸い農地局長などで、やつぱりこゝういふことについては關係者に違ひございませぬから、両方からひとつつお答えを願ひたいと思ふのであります。

○政府委員(庄野五郎君)　農業団体の非常に根本に触れます重要な問題についての御指摘でございませう。現在におきます農業協同組合組織につきましては、先ほどから農協部長からお答えがなされておるわけでありまして、特に現在におきます農協の事業の中に農業の基盤整備等御指摘になりまして、こゝういふ面から現在の農協においても

経営のほうに密着していく可能性も今後あるんじゃないか、こういうような御指摘もあつたわけでありまして。御承知のように農業基盤の整備ということ、この農業基本法におきます構造改善においても一つの大きな基本になる政策でございまして、そういう面を今後構造改善をやっていく面におきまして推進しなければならぬわけでございますが、農協といたしましては、こういう面は従来からの事業として土地改良法上の基盤整備の主体たり得る資格がこの法律で定められておるわけでありまして、こういう面においてわれわれといたしまして、この新しくできました農事組合法人等にもそういう問題もあらうかと思ひますが、農事組合法人等は、御指摘のように農業経営を、従来の農家が資本整備をする、あるいは経営の近代化を進めていく、こういう段階における協業組織あるいは協業経営の形態として考えられてきたわけでありまして、これがすぐ土地改良の主体になるかどうかというところは、なお、今後の発展の方向を見なければならぬと思ひますが、今回の法律改正においてはこうした農事組合法人等も土地改良のほうにおきます土地改良の組合員たり得る、こういうこととに相なるだらうと思ひ、また正組合員である以上、農協施行の土地改良におきまして、この組合員となつて土地改良整備がなされる。その上において新しい農業基盤の上に立つて農事組合法人等が経営の進展をはかる、こういうことになるかと存じます。いろいろ農業団体の基本的な問題についての御指摘もありましたが、今後の農業の発展に即応してそういう点は十分検討、研究しなければならぬ問題であらうかと考えます。

○説明員(酒折武弘君) 実は本日の御質問、これは私たちが法案作成の過程におきまして非常に議論を、かつ苦しんで問題をついておられるわけでありまして、しろうとだというお話もありましたが、われわれも全くこの辺は問題としておるところであります。お説は実は正直に申しますと、一々ごもつとも御疑問だと思つております。ただ、われわれは今後のいわゆる協業組織なり協業経営の促進というものを、現在の農村におけるそういう協業化の傾向の実態というものを見まして、それに即応してそういう芽ばえを伸ばすために、最も簡便に法人化していく方向として農事組合法人を打ち出したのでありまして、将来の問題につきましてもお説のとおり根本的に検討し直すときに来ておられるわけでありまして、その辺御了承の上でわれわれの考え方を御了解願ひたいと思ひます。

○安田敏雄君 さつき私の質問に部長が答えて、結局共同利用施設については農協と農事組合法人が競合する場合が考えられる。しからば協業した際に問題が出るわけですね。ですけれども、そういうときに行政指導はどういうような理念に基づいてするのか、それとも競合してもやむを得ないんだ、こういう態度であるのか、そのところがお聞きしたいわけです。

○説明員(酒折武弘君) 農協と農事組合法人との事業面の競合と申しますと、一号の事業の共同利用施設を設置する事業において主たる問題が起こるだらうと思ひます。これにつきまして、はいいわゆる購販事業と違ひまして、競合と申しましてもそこで取引の範囲を取り合うといったようなことが直接起こるという問題でございませぬので、ただ、そういう共同利用施設を設置する事業主体が農協であるか、それともその中の一部のたのめのものであるかという差はございまして、そこに先鋭な対立関係が起こると考えられるのであります。むしろこれは法理論の問題として同じような事業を違ふ人格でやるのはおかしいんじゃないかということはあるかと思ひますが、実態的にはそれほどあつては起らないと思ひます。

○小笠原二三男君 だんだんに申し上げようと思つていたことを結論として話されちゃつたわけなんであれなんです、断片的に農協の組織性格というもの、を檢討しなくちゃいかぬじゃないかということ、目に触れる二、三の点を申し上げたいと思ひます。たとえば酪農振興、酪農というのは日本農業の、果樹生産と並んで大きな今後の柱だということになつて奨励されてきてゐる。それがきのう大臣の説明にもあつたとおり農協関係、経済連なら経済連が一手に集荷販売をする、団体交渉もする、という建前をとり、またはそれが酪農振興法なり特定地域指定の精神に合うものとしてやつてゐるのに、か、そういう動機を持つ特殊農組合というものが中に介在して、そうして共同利用施設がございませぬか。

○説明員(酒折武弘君) 同感でございます。

○小笠原二三男君 それからタバコ耕作の話が出ましたね。他の農協は一人立ちでは弱いから、生産面、流通面で共同してこれに当たるといふ態勢にあるのに、たばこ耕作組合は一人でそういうことには無能力にされるような仕組みになつてゐる。そうして農協には法律上も何ら体系的に開通がない、農林省とも関係がない。生産農家は、さまざまな農業経営をやつてゐる中のたつた一部分ではあるけれども、現金収入を得得るという場合にはタバコ耕作が非常に大きな問題である。他の問題との輪作の関係からいつても経営上非常に重要視すべき問題だ。それが単に専売公社等との間に監督され、また販売価格も一方的にきめられて売り渡しをする、こういうのはまことにけしからぬと思つて、私も岩手県では東磐井郡の東山たばこ耕作組合というものを、断固公社に反対して自主的な耕作組合を作らせて、役員は単協の役員をそのまま移行する形にして、一切の購買活動は農協が一元化して持つというふうな形にして、農民のはだ合いにびつたり合うように、このことは成功したわけです。それでもなおかつ販売の面において、あるいは耕作反別等の面において、いろいろいわれる収納価格や何かの問題でも問題がある。だれも助けしてくれる者はいない。こういうのも大きな農協の組織の中の一環としてあれば、まだまだいいものになるのではないかと思ひ、こういうふうなことは、もう農林当局として、断固耕作農民の団結、農協中心、こういうスローガンのもとに将来処理していくということで検討したことがあるのかどうなんでしょうか。

○説明員(酒折武弘君) 農業協同組合法は農業を行なう農民の共同点でありまして、そういう意味から申しましても、タバコ耕作も同じく農業であると思ひます。したがって、農協法に基づいてタバコの組合を作つていくことが常軌的には最も普通の形態であらうと私も考えるわけでありまして、ただ問題は専売品であるということ、あるいは歴史的な問題も関係がありまして現在のようになつておりました。しかもこれはいわば政府の大きな方針に基づいてこういうことになつておるのでありまして、過去において、この問題につきまして農林と大蔵当局の間で話し合ひがあつたということは聞いておりますけれども、現在の段階では特別な動きはございませぬ。

○温水三郎君 関連。今タバコの問題が出ましたが、いろいろなきさつはあるだらうけれども、私は常にタバコというものは農業であるのか、専売公社の下請事業であるのか、この点がわからぬのですが、農林省の見解をお尋ねしたい。タバコは農業なりや、それとも農業でないか。

○政府委員(庄野五郎君) タバコを作ることは耕作の業務、こういうふうな考えられるわけでございます。われわれといたしましてはタバコを栽培いたしますことは農業と考へております。

○温水三郎君 こういう事例がある。これは地方選挙にからむ問題なんです。タバコの収納の日に選挙の発表があつた。ところが、収納する専売局の吏員が、おれの指導したように君たちは投票するかと思つたら反対に投票した、だから君たちのタバコは二等級下

ける、こう言明した。翌日の収納に
いては非常に等級が悪かった。そこで
問題が起った。これはそのこと自体
は別にそれほど取り上げるべき問題
じゃないが、その根本の問題は、買
者が値段をきめるというその方式が、
これは私は前近代的なあり方じゃない
かと思うのです。タバコは専売だか
ら、これを買手と売手との協議によっ
てきめるということはできないとして
も、公平なる第三者、すなわち農林省
がこの等級をきめるということが私は
タバコ耕作が農業であるならば、そ
すべきだと思ふ。そのことを大蔵省と
農林省との力関係において、こうい
う明白な事理が実行されないというこ
は遺憾に思う。農林省としてはかよう
なタバコが農業であるか、かような点
について努力される御意思があるか
ないか。

○政府委員(庄野五一郎君) 直接、私
所管いたしておりますが、このタバ
コの耕作の問題は振興局の所管かと存
じます。そういった農民が生産いたし
て、生産物についての販売、交易条件
の改善については農林省としても重要
な関心がある問題と存するわけでござ
いまして、そういう点については、よ
く意見の点を所管のほうにお伝えし
て、改善に努めるようにいたしたい
と、こういうふうに考えます。

○藤野繁郎君 関連。長崎県の農協大
会では、タバコの問題は、作るまでは
農林省所管にすべきであると決定し
て、政府に要望しておるはずであるの
であります。また、今後の農業構造の
改善には、農地をいかに利用するかと
いうことを研究せられなければいけな
い。その農地をいかに利用するかとい

う場合において、タバコのみは大蔵省
の管轄であつて、農林省の管轄外に置
くということは、将来における農業構
造改善、農業基本法制定の本質にもと
ると思うのでありますが、この点、そ
ういうふうには農業基本法の精神にも
とるというお考えがありませんか。

○政府委員(庄野五一郎君) タバコの
栽培段階におきまして、全然農林省が
タッチしてない、こういうような御
指摘のようでございしますが、この栽培
段階におきまして問題といたしまして
、大蔵省も非常に新しい技術の導入
なり新品種の普及ということに努力い
たしておると思ひますが、やはり農業
経営の一環として、タバコを栽培して
おるわけでございまして、タバコにつ
いては御承知のように、特に連作をき
らう、こういったような問題もござい
ますし、また桑とタバコとくっつ
けて栽培すると養蚕のほうにも影響が
ある。こういったようないろいろな農
業経営、あるいは農村における農業の
あり方の中においても非常に問題があ
るわけでございまして、そういう面
において、農林省といたしましては、か
ねてから耕作農民についての指導をい
たしてございまして、また今後もそ
ういう面においてタバコ耕作農民の技
術の向上なりあるいは経営の向上に努
力していきたい。こういうような考え
は変わらぬと思ひます。

○小笠原二三男君 農地局長の御見
解、非常にありがたいと思ひます。
ありますが、ここで口から出
まかせなことだけをおっしゃつても
らつては困る。このタバコ耕作組合法
は、数年前に大蔵委員会の審議にか
かつて新しい耕作組合を作ったとき

に、われわれがなばつて適正な所得を
得せしめる目的をもつて価格を決定し
なければならぬと、法案を修正した
にもかかわらず、その後一向この法の
趣旨が生かされた取納価格が決定に
なつたことはないのです。まして、今
第三者的に云々ということそのと
だというお話ですが、これはもう専売
公社の独占的な立場を堅持して、タバ
コの鑑別なり標本の決定なり、これは
何らタバコ耕作農民の意思を聞かな
い、反映させないのですよ、一方的な
んです。専売当局の主観によつてその
つどつど鑑別なり標本がきめられ、そ
うして等級が決定になる、その際に農
林当局であれ、あるいは県の農産課で
あれ、農協であれ、一切タッチできな
いのですよ、法律上の建前は、それを
あなたが今おっしゃるような御答弁な
ので、まことにありがたい、ぜひこの
ことは御言明になつたとおり実行され
ていないなら、大蔵当局、専売公社と
の間に話し合いを進められて、一段階
飛躍していただきたい。これは言明し
たことを取り消しては困る。

○政府委員(庄野五一郎君) 所管で
ございせんので、十分現状を把握しな
いで申し上げた点もあるかと存じま
するが、農民たる、あるいは農業を所
管いたします農林省といたしまし
て、御指摘の点十分心得まして各所管
のほうにもよくお伝えしておきたい
と、こう思ひます。

○田中啓一君 関連。タバコにつきま
して私はたいへんいい線が出て非常に
一進歩だと思ひまして喜んでおるもの
でございますが、実は似たようなもの
もう二つございします。それは大蔵省に
関連しないで通産省に関連いたします

が、それは綿と羊毛でございます。こ
れはとも農産物にあらずというよう
な両省の取りきめといひますか、設置
法等の所管事項の書き方といひか、そ
ういうふうになつておるのじゃないか
と思ひます。これも所管はおそらく
振興局でございまして、深く立
ち入つて申し上げるつもりはございま
せんが、やはり需要のある農産物を選
択的に拡大をしていくと、生産可能で
ございますから、そして農産物に違ひな
いのです、これはだれが考えたつて
そうだと思うのです。おそらくあれは
輸出入等に関する点について農林省は
もう何らの発言はしないで、通産省に
まかせておるといふ取りきめが事の始
まりだと思ふのでありますが、それが
さらに根本へさかのぼつて農産物でな
い、農林物資でない、こういう解釈
になつてしまつて、農林省はそんなも
ののことは、もうたとえできようがで
きまいがかわぬのだと、こういうふ
うな気分が今日なつてきておるのじゃ
ないかという気がしてならないわけ
です。私は決して今すぐ大いに生産がで
きると申し上げるわけではありませ
んが、やはりそういう点はだしておい
て態勢を立てておかぬと、私は、い
かぬのじゃないかというように思ひま
すので、御注意までに申し上げるの
で、別段両方とも所管局長でないで
すから、お答えは下さつておけつこ
うです、なくともおけつこうです。

○小笠原二三男君 それで少し筋道を
戻すと、そういう二、三例示した点か
ら、専門農協と申しますか、酪農と
か、畜産とか、あるいは果樹、養蚕、

まあ農協の範囲には入りませんが、タ
バコ、こういう既存のそういう組織
は、農協からだんだん離れて、独立心
を持つて距離をおこうとおつてい
るという傾向にあることをお認めにな
りますか。養蚕のほうの組合は、製糸
業とか、かなり生糸市場なり、そのほ
うだけ向いて、そのほうとの関係で
け指導が加えられていくような面があ
るようです。酪農組合は、昨日お話し
たような、畜産組合は、旧博労と申し
ますが、そういうふうな関係の権益を
保持するといふような向きがあつて、
農協段階のそれとは別個の歩き方を
します。タバコはむしろのこと、タバコ
耕作の中央会なんか専売公社のほうだ
け向いておる、農民のほうなんかち
とも向かぬ、まして農協なんというも
のとは別個、別建な考え方を持つてお
る、一つそういう専門農協というよう
なものが出てくる、総合農協的なも
のの指導を受けるものと違つてくる
として農民の一体化ということにはそ
ろく考え方というものがだんだん起こ
てくる、そういうふうにはお考えにな
りませんか。自分の利害にだけ直接が
らんでものを見てくる、そういう傾向
が出てくるというところをお認めにな
りませんか。

○説明員(酒折武弘君) 従来のいわゆ
る専門農協が取り扱う物資が特定し
ておりまして、しかもまた関係して
ます加工業者等も包括しておるとい
うような関係で、そういう加工業者と特
殊の関係を保持したためいわば非農協的な
動きもあるという御指摘は、事実そう
いうことがあると思ひます。ただそう
いう情勢が進んでおるのではないかと
いう御意見でございしましたけれども、

これはむしろ昔の、いわゆる特約組合的な専門農協という形態が現段階ではだんだん是正されてきておるといふことじゃないかと私は思っております。また、そうでなければいけないと思っております。一面——御質問の趣旨よくわからない点あったわけですが、一面その専門農協が総合農協と対立しているということ、これはまた事実でありまして、この面につきましては、確かに最近専門農協と総合農協の間のあつれきと申しますか、そういったことが多くなつてきておるといふ傾向はあると思ひます。これはいわゆる成長産業である、成長作物である果樹、畜産といったようなものの発展に伴つて、従前の総合農協の行き方に不満な人たちが一般に専門農協を作つておるわけですから、そこで、単に事業面の争いだけではないで、感情面の問題もいろいろあるかと思ひわけでございます。われわれといたしましては、現状の農協のあり方として、従前は何といひまして総合農協が主流的な存在であつたことは否定できないと思ひます。今後はいかにすべきかということにつきましては、画一的な考え方ではなくて、その土地の事情、あるいは生産の状況そういったものも考え合わせまして、実情に即しました形態での農協の発達というものを期待しておるわけでありまして、一律的に総合農協であるべきとか、あるいは専門農協はいけないとかいふような指導をする考えはございません。

○小笠原二三男君 しかし、第一線にある農協が、現場において個々ばらばらに複数で専門的な農協があつて、一個の農家経営者がそれぞれの一切のもの

のに加盟し、これが実費その他負担をしてゐる。そしてそれが総合されなければ自分の農業経営が成り立たないというふうな形は望ましい形ですか。

○説明員(酒折武弘君) 現在専門農協を組織している人たちの色分けを見ますと、大体農業経営の形態としては非常に専門化した人たちが多いのではないかと思ひます。おっしゃるような、いろいろのものをあれもこれもと作つておるような従前の経営形態の人の立場から見ますと、おそらくこれは総合農協のような形態がむしろ適当であるということも言えるかと思ひます。しかし、今後の農業生産の形態というものは相当程度、そういう専門化、專業化という方向に強く進んでいくのではないかと、こう考えられるわけであり

ます。その場合に、はたして今の総合農協がいいのか、専門農協がいいのかということは検討を要する問題であると思ひます。むしろその地帯の農業の経営形態がそういうふうな専門化していきまうと、実は具体的には専門農協、総合農協というふうな議論はなくなるわけでありまして、その総合農協における主たる事業がたとえば果樹であるというふうな事柄がたまたまなりまうれば、そういう議論はおよそ意味のないことでありまして、そういう形態も考えられるわけでありまして、あまりこれにこだわつての議論はかえつて問題を起す原因ともなるうかと考えているわけでありまして。

○小笠原二三男君 私は生産者自体の立場を中心としてものを考えてゐる。それで指導的な役割をになう上層のところは、ある場合は専門農協であつてもいいが、下りてくる現場は単一のもの

ので受け取る、こういう考え方はそれなり成り立ちますか。

○説明員(酒折武弘君) 御質問の趣旨がちょっとわかりかねるのでありますけれども、単一というのはどういう単位における単一でございますか。

○小笠原二三男君 単一というのは、一個の農協が、末端農協が、養蚕部門もタバコ部分も畜産の部門も一切にな手となる。しかし、その指導的な上層機関は分化されておる、こういうあり方はどうかというものです。

○説明員(酒折武弘君) 農協の組織論については、これはまことにたくさんの方があるわけでありまして、おっしゃるような考え方もたしかに一つのあり方だと思つております。

○小笠原二三男君 それで、私はそのことを聞こうとして質問してゐるのではありませんが、今度の農事実行組合、会社は別ですが、農協の組合法人は、横断的な全国的な任意の組織を持つことができませんか。

○説明員(酒折武弘君) 任意の組織でございますからこれは可能でございます。

○小笠原二三男君 私のこれは空想になるかしらぬのですが、横断的な親組合たる農協とは別個に、全国的な一つの生産品目の系列的全国的な組織を持つ、そして市場出荷等については別建の卸販売の会社を持つ、そういうことで全国的な共販の姿勢をとつてくる、農協とは離れてこういうことも許され

ますか。

○説明員(酒折武弘君) 現在の法案から申しますと、任意的な形態でもつてそういうことをすることは可能でございます。しかし、それを連合会という

ふうな法人格を持ったものとしてはでき得ないことになっております。

○小笠原二三男君 任意の団体であっても持ち得る可能性はお考えになりませんか。そういう連合組織を、全果的なものを持つては全国的なものを持つ、そういう組織化されていくというお考えは全然予想されませんか。

○説明員(酒折武弘君) 理論的にはそういうこともあり得るかと思ひます。しかし、現実の事態、近い将来においてそういうことが起こるかということになりまして、これは先のことでございまして的確には申し上げられませんが、事態にはならないと思ひます。

○小笠原二三男君 それで農協組合員たる農協に対する関心、意識と、有限でも何でもいふようでございますが、身銭を切つて、そして責任を分かち合ふ協業の組織に対する関心と意識とはずいぶん違ふと思ひます。自分の手近かな協業組織が一番大事なものになつてくると思ひます。それで、それがかりに連合組織を持つといふような形になつてお互いが経営の研究それから発展して共販、こういうふうな問題なり市況調査その他指導面をどこかに持つてもらうといふための一つの横断的な連合組織が出てくるとすれば、農協というものはまた専門農協なりなんなりとの間に感情的なものや利害が一致しない問題が起る以上、そういうものが起つてくる可能性はあるように思ひます。けれども、その前提としてはそんなことはないといふので、それから以上申し上げませんが、そういう傾向を、大前提になる部分が肯定されるような状況になつてくると起

こり得るということもむげにしてはできないと思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(庄野五一郎君) これは今後の事態の推移によるかと思ひます。と申しますのは、特に農業協同組合というものが、生産農家のそういう動きに対してどう対応するか、対応して十分なサービスができ、生産者の心理をつかみ得るかといふことが可能なポイントだと思ひます。だから、この点がどうなるかによつて事態は非常に変わるわけでありまして、それともう一つは、農事組合法人のごときものがどの程度できるかということ、この二つの事情がどうなるかによつて相当事態が変わるかと思ひます。

○小笠原二三男君 私は基本法の建前その他から一番前にお尋ねしたとおり、協業といふものが自立農家以外にはほとんど大きなものとして全国的に多数作られていくという方向でものを考えて今質問しておるわけなのであります。

それでもう一つ、まあ私だけで時間をとつてはいけませんから、やめるといへばやめますが、もう一つお尋ねしたいことは、午前中、森委員がお尋ねになつた金融の問題ですね。これはあれですか、系統の金を引っぱつてくるにもせよ何にもせよ、農協自身が親組合が保証するのですか。自分もそれは個人的に債務を負担するといふようなこともあるが、農協も保証しますか。外からも上からも持つてくる、こういうのですか、中金や何かから持つてくる金について……。

○説明員(酒折武弘君) たとえば信連

から借りた金を生産法人がまた貸しする
という場合ですね、その単協がその債務を保証するという場合はあり得るかと思ひます。しかし、けさの議論の問題点はその点ではなくして、農事組合法人の組合員が無責任を持つかどうかということですね。

○小笠原二三男君 わかつています。

それで、この法人の建前としては、市中銀行、個人等横から金を借りて経営することを主体としますか、系統の金を借りて仕事をするということを主体に考えているのですか。

○説明員(酒折武弘君) 法律上はどこから金を借りてはいけないとか、借りるべきであるとかいうことは規定しておりません。ただ、この農事組合法人には、農協の正組合資格を与えているといふような点におきまして、政府としては、できるだけつながら農協から、金を借りる場合にはそこから金を借りてもらいたいというつもりでおります。

○小笠原二三男君 そこで私は七、八人が、全財産を投入するような姿勢で法人組織を作つてやるのではない、一部出資で運営し、主たるものは借入金で運営をするのだ、こういうような態勢にあるものに、市中銀行その他個人がよい仕事ができるだけの金は出さないとします。それは任意の共同化されている場合には特にひどかった実例がありまが、いかに形態は法人だといふようなことになつても、その出資の工合あるいは資産の状況をいろいろ見るでしようから、十分な手当は市中銀行その他ではないと思ひますね。

結局系統の金を使う、使わせてもらふということがこの組合のうまみのあるところだろふと思ひます、共同者の立場から見れば、ところが、森委員が午前中にお尋ねになつたときには、農協は担保があるうがなからうが、なるべく貸すように、その運営の状況を見て貸すように指導するといふような御発言があつたようですが、単協自身が自分の内部の預貯金を貸すといふような問題は、あるいはその地域内にお互いの仲間意識であるいは貸す場合があるかもしれない、あるいははんこコの中に置いて、信連等の金を持つてきて、さあ貸すといふことになつた場合に、農協が責任を持たぬのに、ろくな担保もない、資産もないといふところに信連が金を出さかといふと、やはりめんどうでないかといふ感じがします。どういふ指導をするのか知らぬが、まあ、そういう指導をするのだといふようなことになつたら、単協役員はその危険負担をおそれて、これはなかなかそういふ世話をすることを渡すのではないかと思ひます、といふことは予想されませんか。

○説明員(酒折武弘君) 現在御承知のとおり、農協あるいは信連におきまして、相当資金がダブつていられるわけでありまが、それで外部からの批判として、農協なり信連はちつとも組合員に対して金を貸すことの努力をしなといふのです。運用してもうけることばかり考えるのじやないかといふような御批判も実はあるわけでありまが、これは正しい御批判であると同時に、他面から申しますと、非常に貸したくしてしようがなく、かつその努力は農協も、信連もしているわけでありま

すけれども、貸す相手方に信用がない、あるいはその貸す対象たる事業についての成功の見込みがない、そういうようなことが原因で貸すように貸さないといふようなケースも多いわけでございます。この問題はまことにむづかしいのでございませうけれども、結局一面から農協はいわゆる相互金融とか、あるいは指導金融とかといふ、農協の理念に徹しまして、表面からの積極的な努力をする、また借りるほうも、ただむやみに農協だから金を貸すといふわけにいかないので、それには相当な計画も持たなければならぬ、将来計画、かつ、できるだけの自己資金を持つといふことで信用を得なければならぬ。両々相待つてこの問題を解決しなければならぬので、おつしやるように金融面における問題は非常に多いわけでありませうけれども、かといひましてこの問題は当事者のまず努力が大事でありまして、われわれとしてはできるだけこの人はいはいたしませんが、そういう面における関係者の努力が必要なのでございませう。

○小笠原二三男君 私はその単協が努力するけれども、農林省は指導し、そういうふうになることを期待したいと言つております。私は何か話がさか立ちしているのじやないかと思ひます。失礼な言ひ分ですけれども、組織が先か、金が先かといふことです。私は金の手当は十分してやるんだという態勢の中で組織が広がると思ひます。確かに森委員がお話になつたところ、協業についての困難な点は技術の問題や、あるいは郷土意識の問題や、いろいろあるにしても、そういうことに現在問題があるのじやないのです。

金なんです、資金なんです。資金さえ流れにくるということになつたら、この組織には必ず飛びつくと思ひます。ところが、組織が先で、組織された場合になるべく金を貸すようにといふことで、そうして金の貸し借りの問題は、従前のような体系である中で、農協は、単協は、農協のようないく組組織化されたものに万般なく見ていくといふようなことは困難と思ひます。か、やらぬのではないかと申します。それを期待するといふようなことではなく、もつと道をつけるという工夫がないものでしょうか。

○説明員(酒折武弘君) これは御承知の近代化資金によりまして、この近代化資金の融資対象として、もちろん農事組合法人は入つております。しかる融資の限度等におきましては、個人の場合よりも高い額に期待をする、これによりまして、いわゆる純粋な系統資金でまかなえない部分は、この近代化資金によつてまかなつてもらいたし。そういう考えでございませう。

○小笠原二三男君 では近代化資金なら、割合簡単に貸してくれませんか。

○説明員(酒折武弘君) 簡単と申しまして、利子補給もありませう、また債務保証協会による債務保証もあるわけでありまが、したがって、そういう面でのいろいろの手続は、これは最小限度はやむを得ないと思ひます。

○小笠原二三男君 どうも私は、それは近代化資金のこと、この間御説明が他にあつて知つておりますが、なかなか金を出したくない。あなたもおつしやつたように、信連であれ何であれ、政府関係の窓口機関であれ、市中銀行並みにいろいろやかましい。貸すことについて非常に規制されるという向きがあるようですが、そうたんとしていくのでしょうか。

○説明員(酒折武弘君) 最近の農協なり信連の情勢を見ますと、融資促進という点におきましては、相当意欲を燃やしておるといふふうに私理解しております。ただ、お話のようなケースも、実はときどきわれわれの耳にも入るわけでありまして、特に借り手側からなかなか貸してくれないといふふうなお話をときどき聞かれます。なかなか借り手側にはやはり借り手側としての勝手もあるわけでありまして、一がいに農協といふものは金を貸さぬことをもつて目的としているといふようなことではないわけでもございませう。しかしながら、農協は一面から申しますと、安全経営といふことを非常に重要視しております、その意味から申しますと、自分の預かつた金は信連に預けるのが一番いい、一番安全であるといふようなことから、安易に流れるという傾向もなきにしろあらずでありまして、この点は十分に是正していきたいと思ひます。

○森八三三君 関連。今の問題。これはまた午前中の問題の蒸し返しになるのですが、近代化資金は、確かに資金は出るのである。農業協同組合も最近においては、相当地方の産業を開発するとか、農業基本法の線に沿つて融資等も活発にやつていきたといふ意欲に燃えていることはお話のとおりなんです、いかに意欲に燃えましても、金融という仕事は、今のお話のとおり、

安全な見通しがなければ、これはできるものじゃないのです。ところが、近代化資金のほうは、市町村なり県庁なり、そこのほうで一応きめてくるでしょう、大体のところは。そうすると、奨励する側の人、何も責任を持ちませんよ。そういう感覚で一応きめたその裏づけとして、保証があるとか利子の補給があるとか、これはそんなものをたよって——利子の補給のほうは別ですけれども、そんな保証をたよって、いいかげんな貸付をするというわけにはいかぬと思うのです。おそらくそんな御指導はなさらぬと思うのです。そうすると、そこで問題が起きます。小笠原委員おっしゃるとおり、組織はできた、その組織を動かしていくために、何が肝心かなめの要諦かといえ金だ、その金は、別のほうで、奨励するほうがきめてくるのだ。それを農協に貸せと、こうくると、農協のほうでは、安全経営、堅実な経営という一線がある。そこで実はなかなか貸しにくいという問題が起きますのです。そうすると今度は、指導のほうでは、金利の補給があるのじゃないか、保証があるのじゃないか、たいてい農協の連中踏み切らなければいかぬと、これまた圧力がかかってくる。

「委員長退席、理事櫻井志郎君着席」

もちろんその事業は、そんな乱暴な事業じゃありません。県なら県で査定なさるのですから、見通しは絶無とは申しませんが、しかし、心配がないうわけじゃない。そこで農協と、農協の下部機構である農事組合との間に、摩擦が起きてくるという問題が起きますのです。そうしてその奨励なさった

方は、これは奨励のしっぱなしで、何年かたてば御栄転になつてしまうのだから、その資金回収のときになつて、どうなるうとこうなるうとちつとも責任はない、やりっぱなしだ、過去にもそういう例はたくさんあるのです。そこで私が言うように、そういう場合に心配のない組織というものを待つべきじゃないですか。そのくらいまでは考えた方がいいのじゃないか。それを考えまじやないかと、個人保証だとか担保だとか、そのときに特別な手続をしなればならぬ。だから、保証責任程度は、あなたのところは原則的に考えるべきじゃないか。それを考えずに進んでいらつしやるところに、私は非常に問題が残つておると思うのです。だから、奨励する側が査定するのでしょ

が、それを考えずに生みつぱなしで、その子供が育とうが育つまいが、その乳を飲ました者が、子供がどうなるうとこうなるうと責任ないというのでは、あまりに無責任だ、こう思うのです。その辺もう一ぺんひとつお願いします。

○説明員(酒折武弘君) おっしゃるとおり農協系統金融におきましては、無形の信用というものを重視しなければならぬということにつきましては、私も全く同感でございます。そういう意味におきまして、ただ外形的な信用力だけにたよって融資の可否を決定するということがなく、さらに農事組合法人の組合員の熱意なり、その経営の計画なり、そういう面も見た上で融資をするということが、これが指導金融の真髄であると思うわけです。その点までは全く私同感でございますけれども、必ずしも、しかるがゆえに無限責任でなければ、その無形の信用は得られないということではないのじゃないか。考え方によつては、無限責任におきまして、一体どの程度その人がその法人に対して熱意を傾けておるかということは、無限責任の形においてつかみ得ないことではないと考えるわけがあります。また、無限責任にした場合におきまして、経済的にどの程度の担保力があるかということになると、現在の農家の実情から見ますと、それによつての経済的プラスもさほど期待し得るものはないのじゃないかというふうなことも考えられるわけであり

いうことにしていくべきじゃないか、そういうふうな考えておるのであります。○森八三三君 まあ、あまり蒸し返していきませんが、それはその希望としてはけっこうです。けつこうですが、希望と現実とは非常に違つておる。その現実を離れて、ただ理想論だけを追つておつてもだめじゃないか、それならば農家は非常に経済的に弱小ですから、無限責任にいたしましたも、それが非常に大きな担保力を持つとは思いません。けれども、農家の心理としては、自分の全財産が提供されておるのだということになつた場合の熱意というものはこれは違ひますよ。それはそんなことは、これは農民心理からいって非常なものなんです。けれども、出資だけやればこれは非常に身軽に感ずるということも当然です。その辺の心理を上手に使つていくというところに、この組織の堅実な発展を期待ができるのじゃないか。こう思うのであつて、これはもう何べんやりまして平行線です。それからいまして、そういう感覚で御指導なさるといふと、私は小笠原委員の御心配になつたような、非常に問題が残る。残つたとき一体どうするか、そのときには上にも下にもならぬ状態が起きますということを感じます。組織はほとんど作らして行くのでしよう、これはふやさないでいかならないというのですから、どんどん奨励していく。組織を作ればすぐ金を借りて事業はできるのだ、意欲に燃えます。さてやつたが金は出てこない、どうする、そうすると、今度は行政的に圧力が加わつて貸してやれ、こうなります。当然さうい

うことになりすよ。組織は作つたが、それは開店休業ほうりつぱなしにはできませんよ。それは作らした指導者の責任上も、その組織が動いていくようにしなければならぬ、そこに無理がかつてくる、そういう問題で農事組合と農協との間に非常な摩擦が起きますよ、これは。今からはつきり申し上げていいと思う。そんな安易なものじゃないと思う。まあ、これ以上申し上げません。

○小笠原二三男君 それで、金融の問題については、まだ議論があるところですが、話を変えます。この法人がどんどんできていく、助長される、こういう際に単協の指導の強化の問題です。これは農協が指導しなくちゃいかぬと思うのです。それで技術指導、経営の指導、このためにスタッフを強化しなくちゃいかぬという問題が起つてくると思う。あるいは上部団体はむしろそういうことになると思う。それでその人材はそれほどたくさんあるのですか。

○説明員(酒折武弘君) 現在の農協におきましてのそういう技術指導員は、総合作業系統で約一万人、それから専門作業系統で約五千人おります。で、はなはだこれは農協の数から考えまして少ないわけでありまして、今後これをどうふやしていくかということが、農協における大きな課題であります。われわれの現在やっております合併ということも、合併によつてそういう技術指導員、専門的技術指導員が置けるようになるということも大きな合併促進のねらいでございます。ただ、実はわれわれ非常に問題にしている点は、はたして増員するとしまして、それら

の指導員の確保はどうしてやるか、またその資質の向上はどうしてやるかというところが非常に問題になってくると思います。この点につきましては、最近も非常に気にかかる問題でございますので、振興局とも連携いたしまして、その点は、技術普及の面は振興局の所管でございますので、振興局にも十分研究してもらいたいということをお願いしております。が、農協独自の事業といたしまして、中央会等の補助金を通して、できるだけ経営指導なり、技術指導の人員及び資質の向上についての確保をはかつて参りたい。

○小笠原二三男君 単協はですね、いまだに不振農協といわれ、あるいは地域の生産関係によつては全く弱体化しているところもあるわけです。また、いいところもあるわけですから、そこで技術指導員をかかえるということ、この費用の捻出の問題、あなたは先ほど指導農協としてだね、この農協があるし、今後ともそうであるという一面をお話になりましたが、この法人が地域に、たくさん単協内にできますと、どうしてもこれが技術指導のために単協にスタッフが強化されていなければならぬと思うのです。ところが、現在単協が指導農協としての役割を果たしているかどうかという問題、それは経費面で非常に困難をしている農協が多いのではないかとおもうのです。購買、販売の手数料——われわれ東北の地帯でいえば、米の単作で相当大きな出荷のできるところは、ほとんど倉庫を作つて倉庫料で食つていっているだけで、なかなかいい農協だといわれているのです。そのために統制徹底反対

と農協がいつているものとは思ひませぬが、その手数料なり倉庫料というものが主たる収入であるという農協が強い農協だといわれている向きがあるのです。それ以外東北でいけば経営をしておる農協だといわれるのはちよつとなんではないか、そういう中で法人組合がみずから売ることができ、農協に委託すればある程度の手数料が取られる、それよりは直接市場へ出すほうがいいというような向きがあつたりすれば、その手数料収入なんというものは大きく期待できない。それで、指導員の確保という問題については、特別に具体的な対策があるので

あんなりそういうことは当てにならぬ。農協の収入をふやさないかといふね、収益がなくなっちゃいかぬという問題になると思う。しかし、今日農協収益というものはどうして伸ばされていくのか、そのことでどうして農協を強化していくのか、この点に私は他の畜産物等を生産する地帯のほうを知らぬのですから一般的には言えないのですが、ほんとうに農協が収益を上げ、それをフルに活用して指導農協としての責めを果たし得るような、そういうものやればよくなるのだというものがあつて、先ほど言うように、米なら米だけに依存しておる。畑作地ではたし、たものもない。購買の面においては、それは一般商店、問屋筋からいろいろ農協のほうに侵入してくる、農協の購買活動が伸びることも容易でない、また伸ばすにしても、全購連系統の品物を持つてば各段階で手数料が取られていく。これは私は知らぬのです。知らぬのですが、農協関係の専門家幹部でさえも一般商品の中間マージン以上に農協関係の系統のマージンのほうが何段階にでも取られる、品物が高過ぎるというのを内部で言う人があるのと、私は不思議なことだね、そんなことではあるはずがないのだと思つておるのですが、そういう状況は事実なようですね。そういう中でどうして農協の収入をはかつていくのかという点で、一般的にあなたのほうではどんなことをお考えになつておるのですか。

○説明員(酒折武弘君) 農協の収入の確保という御質問でございますが、まず単協段階の問題として申し上げますと、当然これは取り扱い量の増大ということによる収入の増大ということが基本的な方向であります。取り扱い量の増大ということはどうしてやるかという点になりますと、これはやはり農協が組合員から信頼されるということが第一だろうと思ひます。たとえば現在われわれが促進しております合併というものの効果の一つといつたしまして、貯金とか、あるいは販売事業の量の増加ということが非常に端的に現れてくるわけです。増加というのは単に三組合が合併したら従前の三分の農協の取り扱い量が合計量だといふのではなくて、それ以上に伸びておるわけです。それは要するに農協に信用ができて、そこで従前たとえば農協に預けなかつた、他の市中銀行に預けておつた金も、あつたうりつばな農協になるならば預けましようということとでは、はい預けてくるというふうなことがあるはずですね。そういうふうな事業量の増大が行なわれて初めて農協の収入が確保できる。またおつしやるように、それに基づいて指導助長が強化できるということになる。

それからもう一点、三段階制の結果各段階で手数料を取られて一般の商品よりもよけいな手数料を払わなければならぬといふことも確かにあるわけでありまして。そこで、実は今の三段階制ではたして合理的なものであるか、必要なのであるかといふようなことは当然検討されなければならないことだと思ひます。ただ申し上げたいことは、かりに現在の三段階制を前提とした場合に、おきまして、もちろん各段階において取る手数料は必要最小限度でなければならぬ。なければならぬが、その結果として場合によっては商社系統の手数料よりも高いという場合もそれは起こるかもしれない。しかし、これは農協全体として一体この農協活動によつてどういふプラスを得るかというこのプラス、マイナスは、これははなはだむずかしい問題でありまして、きわめて計算困難な問題でございます。そういう意味におきまして、個別ケースにおいて、たまたまそういうことが起きたからといって、それだけをもつて農協の活動自体の価値を即断するわけにはいかない。これはもう少し広い立場から考えていかないとはいけません。しかしながら、現在の農協が非常に手数料が農民にとつて負担であるというところは、これは否定のできない事実でありまして、その点の合理化につきましても最善の努力をしなければならぬと思ひます。

○小笠原二三男君 長々とあつちへ行つたりこつちへ行つたりお話を伺したわけですが、どうしても農業基本法に基づいて自立農家経営あるいは協業経営、こういう柱を立てて、日本の農業を改造していくという方向で進んでいく限り、この協業が奨励されるのだという前提に立つ限り、私はその親である農協自体を強化していく、あるいは性格をいろいろプラスするものを持たせていくというふうな点も合わせ考える必要があるのではないかと、占領政策で天下りだったとか、過去のいろいろのな伝統的なものがあつて今日に至つたのだという、これらの農協、これをもう一つ前向きに検討して、そして平仄が合うようにし、そしてこの農業改善の主役として農協活動が、運動が行なわれるのです、行なわせるの

だ、こういう腰を抱いた考え方を国として持つてもらわなければ、これはなかなか容易でないというふうに考えておる。私はそれが言いたくて、まあ回り回ってきたのですが、何もこういう一部農地を取得させるがためのことこまかい一部改正というふうなことではなくて、農業改善、農業構造改善、このことのために農協はどうあるべきかというところを根本的に考えていただきたいというふうに思うのですが、御意見を承りたいと思います。しかも昨日河野大臣は農協の信用活動ですか、それも取り上げる、それから中金のほうのものですか知らぬが、合わせて農業関係の金融機関を独立させるのだという方向のお話もありましたが、そういうふう

に今農協が持っているものを、これでは弱体だから、もっとよくしてやるようにしてやるというので裸にしていくような状況というものはどうも私は納得できない。そして河野さんのお話になるたびに公団だの公社だの何か農協から手足をき取って、商業的な申しますか、一般資本主義的な傾向での運営のほうに主要な部分を持つていくとする。どうも私はこの点は全くしろうとでわからぬのですけれども、おかしなことだ、けしからぬことだなど思っている。かえって農協にさまざまなものを引き寄せてまで強化していく、前向きにこれを押し上げていくというふうなことではない。どうも農協はしちめんどくさいことをいう、米といえは反対だ、何といえはあれだという、こ

うおっしやる。米に反対したからといって、何とかという金がすばつと何千万円か幾らか岩手県あたりによく金が吹つとんでしまふ、これはもう河野さんのおかげだといって怒っておるのです。そんなことでは、愛情があるらしく見せかけて愛情がない。農民のためにならない。全く資本主義のこういう競争の中へ裸で農民をほうり出すようなものだ。そんなむちやが一方にあるように思われる。ですから、私は今の農協というもののあり方として、前向きに強化するという方向でやはりあわせ考えていくことにしてやってもいい、と思うのですが、これに對する所見を承りたいし、それから農業協同組合の中から、金融事業ですか、信用事業を取りはずすということについて、ほんとうに協同組合を推進してきたあなたたちはこれに賛同しておるのかどうか、この際承つておきたい。

○説明員(酒折武弘君) 今後ますます農協を強化しなければならぬということとは私も全く同意でございます。ただ問題は、ほんとうの意味の農民のための農協というものはいかにあるべきかということにつきまして、これはいろいろ意見の分かれる面があるかと思ひます。われわれといたしましては、事務当局といたしまして、大臣の大所高所的な立場からの大方向に即しまして、できるだけ現状に合った円満な方向での農協の改善強化策をはか

つていきたい、こう考えております。○小笠原三男君 それで、信用事業を取り上げるといふことについてはどうお考えになるか。○説明員(酒折武弘君) これはまだわれわれといたしましては具体的に検討して見ないといひます。おそろく今後大臣からいろいろな御下命を受けまして検討しなければならぬことだら

うと思ひますが、この段階におきましては、特に事務当局にとっては何とも申し上げられない問題かと思ひます。○小笠原三男君 そう聞くと、また私、これは変なことだと思ひます。よ。農協が主体的な役割をになつてこの法人の生産活動を援助していくといふことになるわけですが、その援助の中心は金です。金です。そういうものを取りはずすといふことがおかしいし、農協活動そのものから金融面をとつて、それが農協といふものはさ

ざま中身が違ふといふても、それで一般的に、過去でも、現在でも、将来でも、それがいわゆる農民のための農協なんだ、こういうことがいえるのか。その原則論に立つて私はあなたに、あなたは専門家ですからお尋ねするので。ただ政策的に、あるいは恣意に取つたりくつたり、そんなものでなくて、この信用活動を農協から取り除いて、さてそれで農協といふのか、こういう形で私はあなたにお聞きしたので。○説明員(酒折武弘君) 信用事業は、特に単協段階におきまして経営の維持のための非常に重要な基盤をなしておるといふことは事実だと思ひます。しかしながら、この際問題として考えなければならぬことは、系統金融をもつと円滑化して、農民の生産所要資金をどういふふうに通貸していくか、そのためにはどういふ点を改善しなければならぬかといふ観点から物事を考

へますと、ここにまたいろいろな考え方があらうかと思ひます。大臣の考え方にいたしまして、必ずしも具体的なものでは現在の段階でございませから、はっきりとは申し上げられませ

んけれども、そういう面について農業金融をもつと円滑化したいという観点からいろいろ改善案を考えておるわけでありまして、私はそう理解しておるわけでありまして、そういう観点から検討して参りたいと思つておるわけであり

○小笠原三男君 まあ、わかつたといつておきましよう。しかし、何かこの問題になると、専門家がまたたて御答弁になることは不思議でならぬ。それは農協の外においてはならぬ、円滑なる金融の操作が行なわれるといふことのために、細い現在のパイプを太くするのを、ある段階のところから注入して太くするのなら、あるいはパイプが詰まっているなら、その詰まっているパイプを掃除すると、いろいろあるでしょうが、それは農協内部の組織や運営の問題として考えられることであつて、だから、これが外へははずされていく、そうしてまたこれ自身も、直接政府そのものにコントロールされるようなことはあつてはならない。もしもそういうふうな資金を国家がコントロールしようというなら、われわれ大いに好むところ、一切の資金を国家計画に基づいてコントロールし、調整してもらいたい、そうなるなら農民は助かる。そうでない限り、そういう政府関係の機関だけが農民の金融を上からあずかつて押えていくといふことについては、私はどうも納得できない、この点は。けれども私の言うのは、しるうと論でございませう、あなたとしては聞いても聞かぬでも、それはどつちでもよろしい。いずれにせよ、私はこの仕事を発展させるためには、どうしてもその農協とい

うものを強化して、そのための抜本的な施策を今後において慎重に御検討をお願いしたいと思います。

あと私、農地のほうで、地代と小作料の問題ありますけれども、これはあとで。

○天田勝正君 まあ、農協法の一部改正、先日来各委員から質問されて、ずつとお伺ひしてございながら、どうも私にはわからないことだらけであります。そこで、事務的なことから聞いていきたいと思ひますが、まず農協法の今度できます農事組合法人、これが出資農事組合法人と非出資農事組合法人と、こう二通りできる、こういうことであります。そこで農業の経営をする農事組合法人は出資でなければならぬ、こういうことになっておれば、自然農業経営をしないものは出資法人でなくともいい、こうなります。そこで、便宜要綱で私質問します。で、要綱をあらうにだきたいと思ひますが、その四十五ページの三項一、二「農業に係る共同利用施設」又は「農業に係る共同利用施設」の設置又は農作業の共同化、これの事業を行なうための組合法人は出資組合でなくともいい、こういうことになると思ひます。ところが、共同利用施設の設置などをするのに、一体出資しない、そういうものができるかできないか、常識的にはできないと思ひますが、ここにいう規定を置いたのはどういふわけですか。○説明員(酒折武弘君) 実は、現在の農協法におきましても、出資農協と非出資農協とあるわけでありませう。大体それと同じような考え方で、農事組合法人の出資、非出資制度をとつたのでありまして、非出資の場合に、一体ど

うしてそういう施設をするのかという御質問でございますが、これは組合員に対する賦課金とかあるいは借入金とか、そういうものによりまして作ることを予定しております。

○天田勝正君 今の農協法でそういう規定があるとかないとかお聞きしているのではありません。今度新しく農事組合法人というものを作って、これは今までの農協法にないものを作るので、それから、それを二通りに分けた。ところが、これこれのものは出資法人でなければならぬ、他のものは出資法人でなくてもよい、こうなっておるものでありますから、その出資しなくてもいいほうで、共同利用施設の設置をしたり、農作業の共同化をしたりするほうは金を出さなくてもよい、こういうふうになつてゐるけれども、これは実際上できないのじゃないか。今の農協法に書いてあるとかないとかということは別ですよ。むしろ今の農協法のほうならば、別に何も精米所を作らなくても、その分はのけたつてもいいのだし、農業経営それ自体をやつてもいいでしょう。今度、現実に昔の農事実行組合のもつと内容の充実したものを私は想定してゐると思う。もとの農事実行組合は、それは確かに自力更生で、昔、東北とかあるいは九州とか、そういうところじゃあつてゐるにやられておりましたが、たとえば大都市の近郊農村、こんなものは形態がばらばらでありますから、実をいうと、農事実行組合なんというの、村の集まりの機会、あるいは広場や何かで、協同組合のほうから――その当時は協同組合といませんけれども、そ

こから持つてきたものを一緒に場所まで分けてやる。さういふ農事実行組合もあつたのです。それは過去のことで、しかし、そんなものでは今度はいかぬ。もつと農業自体に密着し、間接であつて何であつて、とにかく農業経営に非常なプラスになるものを想定してゐると思う。さうでなければ意味がない。さうだとすれば、そのために共同利用施設を作つたり、農作業の共同化をしたり、これはどつちを想定しても金のかからないわけはない。金のかかることならぬから、それには普通なら出資か、借金をするか、こうなる。ところが、それは出資しなくてもよいのだ。とすれば、すてつべから金を借りてなくてはならぬということになる、これは今までも各委員が指摘しましたから、金を借りることがいかに言うべくして実は容易でないといふことを言われておりますから、その例は引きませんけれども、さうなのだから、なおさら出資しなければならぬのじゃないかと私は思うけれども、どうしてそれは出資せずにするのだらう、こう聞いているので、農協法にあるとかないとかというのじゃないのです。

○説明員(酒折武弘君) いわゆる共同利用施設の設置という場合におきましても、相当高度なものから比較的簡単なものまでいろいろ種類があると思ひます。相当高度なものをやろうと思ひます。ことになれば、お説のとおりぜひとも出資制にしなければいけないというやうなことが考えられますけれども、そこまではいかない比較的簡単なものをやろうとする場合、組合員の賦課金とそれから借入金、そういう形態でもや

り得ないことではないと思ひられますし、またそういう道を開いておくことはむだではなからうということでのこの制度をとつたわけでありませう。

○天田勝正君 それじゃ、出発点から私どもが質問をする、まず頭の中に、質問するに質問するで一つの絵が描かれてゐるのです。その絵といふものは何かといへば、農業の構造改善とか近代化資金のほうでいへば近代化資金であるとか、掲げることは今までの過去のものと違って、ずっと高いところを目標にしてゐるのです。ですから、共同利用施設などといつても、過去にあるものよりも、少なくとも今後

また、これは非常に第三者との取引段階もあるわけでありませう。そういう意味からいへばつきりと出資制をとる必要があるのじゃないかといふことで、農業経営に關しては出資制を義務としたのでございませう。

○天田勝正君 どうもこの法体系なかばかり考へて、私はさういふこまかに質問をするのも、ことに農林漁業者などにはおおよそさういふ人方にはわかりやすい法律を作つてもらいたいといふことなんです。みんなそれが根本にある。第一そんなこと言わなくたつて、出資農事組合法人もあれば、非出資農事組合法人もあり、非出資農事組合法人は農業の経営の場合に出資しなければならぬ、さういふふうに書けばいいのであつて、わざわざ何か「農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業」これを解釈して質問してみれば、たわいもない内容なんです。それを鬼面人を驚かすやうなことで、何か百姓にはこれは首をひねる、何だろふこの内容は、さういふやうなことで、あなたの趣味はよくない趣味だよ、ほんとうなんです。こんなところから整理してもらふ、さういふところを引張つてやるといふ親切心は、親切心のような説明をするんだけれど、実はさうでない、さういふことは一応わかつた。大したことはないといふこと。

○天田勝正君 それはさういふ理由で、法人といひまして、特に有限責任の法人といひましては、一般的にどうしても設置しなきゃならぬ機関だと考へて、これは必ず置く機関としたわけでありませう。それに対して監視のほうは、これはさういふ種類の、非常に人的結合の強い団体である場合には、必ずしもこれを置かなければいかんとする必要があるのじゃないかといふことで、任意の機関としたわけでありませう。

○天田勝正君 理事のほうには置く必要がある、監視のほうには別に置く必要はないんじゃないか、さういふ説明は、それは説明にならないのであつて、だからさういふふうに片方はどうしても置くとこにきめてかかつて、片方は置く必要がないといふのは、何か結合のかたい組合であるから、結合がたくなるか、かたくならないかわからないんじゃないですか。さういふことなんです。結合がたいたいののは、さういふ条件があるからかたいのですか。

○説明員(酒折武弘君) 農業経営を一結にやろうといふふうな人の集まりでございませうから、当然人的な結合の度合におきまして非常にかたくなければならぬ、さう考へたわけでございます。

○天田勝正君 農業経営を、法律組織の一般的な考へ方といひま

て、こういう法人に業務執行のための理事を置く、こういうことは原則的なものである。これに對しまして監事というものは、必ずしも法人の性格によつて、必置機関にする場合もありましようし、また必ずしもそうでない場合もあり得るではないか、そういう理解のもとに、この農事組合法人の実態から、監事はどちらでもよろしいということにしたわけであります。

○天田勝正君 まあ議論にわたりますけれども、それは合資会社だつて、合名会社だつて、同じ事業をやるんだから、精神的に結合しなきゃならんのはみんな同断なんです。何も農業をやるだけのことじゃありません。そのうち、そうすればそれを一緒にやるというのは、みんな精神的なつながりがなければ工合が悪いと言つて……このことを私は長い時間かけて議論するつもりもありませんけれども、監事は置いて置かないでもいいならば、結局法律というのは必要事項をきめておけばいいんであつて、そんなめんどろなことを言わないで、ここに代表者を置かなければならぬとか、そういう言葉でもいいんじゃないですか。理事だなんて名前まで、お前の名前はこういう名前だつて、押しつけなくても、それぞれの法人によつて理事と言おうがあるいは代表者と言おうがいろいろ差しかえないのじゃないですか、どうです。

○説明員(酒折武弘君) 理事と監事はあつて、職務が違ひまして、理事は組合を代表する、監事は組合の内部の会計監査する。したがひまして、代表者を置くというだけありますと、その辺が不明確でございます。それから

「置くことができる」という法体系は、合資会社でも合名会社でも同様の規定を置いております。

○天田勝正君 こつちがまるつきり、幾らしろうだつて、ちつとも世の中のことを知らないと思つて答弁されては迷惑だ。法律なんというものは、最低限をやればいいのですから、代表者を置くと言つても同じじゃないかといふことか聞いています。理事とか何とかとこつちから、役所側から押つけて、お前の名称はこうなると言つてやらなくともいいじゃないか。だから今まではそういうことがあつても、これらの法律はもうちよつと百姓わりのするようにはしてほしいといふ前提から、そういうことを申し上げていくわけだ。別段理事であるから、それはいいけないといふことを言っているのではないが、簡単な届出でできる法人などに事こまかく指図がましいことをせめてもいいじゃないか、こういうことを。それじゃどうして理事という名前をつけないければいけないのですか。

○説明員(酒折武弘君) 理事という名前は、従来の法律の慣例に基づいてつけたのでありまして、あるいは代表者という名前をつける場合もあるかと思ひます。またそのほうがわかりやすいという場合もあるかと思ひます。ただ、法律規定の内容といたしましては、代表者といふし、と、あるいは理事といふし、と、それはどうも変りはないと思ひます。

○天田勝正君 次に、四十七ページ(9)出資農事組合法人の剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の事業の利用分量の割合若しくは組合員

が事業に従事した程度に應じ、又は年八分以内において政令で定める割合をこえない範囲内」こう書いてあります。それで別のほうの書類をずっとたどつてみますと、年六分と定めるようですが、それはそのとおりですか。

○説明員(酒折武弘君) そうでございます。天田勝正君 そうすると、すでに藤野さん等が質疑されましたが、この出資は何をもつて出資とするかといふことが、自然問題になつて参ります。金銭ならば、私はおそらく今六分だったから定期に預けておいたほうがよほど安心だ、こういう心理になると思ひます。今度現物出資といふことになりまして、一体その現物出資したその物件を幾らに評価するか、これが当然問題になつて参ります。そうすると、この評価の基準を行政指導によつて、あなたのほうから示すのですか示さないのですか。これがまず第一。これは利益配分上都合がいいといふことから、時価十萬圓とあるものを、これはこの間、藤野さんは土地で言ひましたけれども、土地ばかりとは限りませんが、十萬圓くらいと思ふものを十五萬圓と評価することもできるわけです。二十萬圓と評価することもできる。そうすると通常それを使用収益を上げる場合よりも、はるかに有利な配当もできると、配当といふか剰余金の分配といふ言葉にこの際はなりますけれども、そういうことになつて参つてこの出資の評価が割損に評価されたものと割高に評価されたもの、こういう差も出てくるし、その額も全部が一定したものではない。こういうことになつた場合には、単に政令で六分なら六分と定めた

だけで、要するに精神的なつながりがうまいく、こういうふうにはわれわれどもも自信が持てない気がいたしますが、この点はどうかお考えですか。

○説明員(酒折武弘君) これは生産法人全般の問題でございますが、農事組合法人に限つてお答えいたしますと、そういう評価の標準というふうなものは示さない考えでございます。具体的にどういふふうには評価するかといふことにつきましては、これは組合員相互間の話し合ひでもつてきめて、実情に合ふようにきめてもらへばいいのじゃないかと考えております。

○天田勝正君 これは農林省でもすでお調べ済みのことだと思ひますが、このごろの農業の変貌といふのは、実に速度が早いのでありまして、私も、一応、農村問題に首を突っ込んでおるものでも、その速さについて行けないといふようなことが多々あります。これは今これから申し上げるのとは、全国的な例ではありますけれども、具体的に埼玉のものを上げますと、私のところは埼玉県の群馬寄り、きつめて北部でありますけれども、これが中仙道沿いであるといふことのために、土地価格といふものはぐんと上がつております。これに反して東京からの距離はその半分に満たないところでありながら価格が半分には落ちている、こういう事例がある。このことは何も大都市近郊だからといふことではございませんで、過日高松の在に参りましたけれども、高松市の中心からわずかに自動車で十五分です。その地帯でさえもうえらい勢いで土地価格は下がつておる、こういう一つの現象が起きています。で、そう離れない地帯

で、工業などがどんどん入つてきそうなどころでは、評価するならば農家が資産一億になつちやつていふといふうなところもあるれば、かつて二十萬圓くらいに上がったところがもう半値に下がつちやつた。こういう工合に同じ町中でも、わずかなところで違ひができてくる。こういうふうなとき、まあしかるべく評価すれば、お互いにやれはいんじやないか、こつちも、なかなかこれにむづかしい問題が私にあると思ふのですが。そういうことについておわかりにはなつていふと思ふけれども、具体的に調査はございますか。たとへば法人を指導していく上に必要だと思ふので何つておくんですか。

○政府委員(庄野五郎君) 農地価格の問題になつてくると思ひます。御指摘のとおり農地価格の形成におきまして、農業経営をやる農地としての価格といふものと、それから今御指摘になりましたように、これが農地以外の宅地化あるいは工場敷地化する場合の期待を持った地価、こういうものを反映して非常に値上がりしている農地価格もあるわけでございます。こういう問題については、われわれ日本不動産研究所等の資料を集めて、地価の傾向といふものを研究しております。その点の資料が御要望ならば、この前安田先生からの御希望であつたと思ひますが、お出しすることにはいたしております。なお、その農業生産法人に對しまして、農地を出資した場合の評価の問題、農事組合法人については先ほど農協部長からお答えがあつたと思ひますが、一般的にこの農地を出資いたしました場合の評価といふものについて非

常にむずかしい問題がございます。でこの農業生産法人というものは、やはり先ほどから御指摘がありますように農業経営の近代化をやる、そういう意味において協業の助長にこの農事組合法人を使う、あるいは会社法人の形態をとる。こういうことになりまして、あくまで農業経営に重点がかかるわけでございます。われわれといたしましては、やはりこの農地が農業経営の手段として、いわゆる自作収益価格を中心にして決定されるのが一番いいんじゃないか、こういう考えを持っていくわけでございますが、先ほど農協部長からもお答えがありましたように、組合員の中の話し合い、そういう収益価格をもとにして適正な価格に評価されると期待し、指導していききたい、こう考えております。

○天田勝正君 私この評価の問題につきましては、別段相互の話し合いでうまくいかないときめつけて考えているのではないので、しかし指導上からすれば、そうした価格がわずかの距離の中で上がるものと下がるものができるというふうな変動を承知しておかないと、今後農林当局が生産法人を設立せしめて指導に当たっても、いろいろ支障を来たすと思つて聞いています。それで、この点は別に反対ではございせん。これはいたいたいしておりますが何かこれは平均を取っているの、実際の組合を指導していく上においては、むしろ近似のところでありながら共同化等が阻害される、そういうデータ等を、厄介なことだけれど農村全体が厄介なことになつちやうてゐるのですから、ひとつ手のある限りそういうお調べを願つておかなければならぬと思つておる。

ます。これは申し上げておくだけでよい。で、この農事組合法人を設立する場合、農民五人が發起人になって諸手続をやる、こういうことになっておりまして、この農民の概念ですね、これは農業就業人口を考へる場合には、数が上がったたり下がったりえらくするわけです。それは一年のうち一日働いても農業就業人口と見る見方もあるし、もう、まさか、二カ月ぐらゐ働くのでなければ就業人口と見ないという見方もある。一方においては農地法との関連において、三反歩持たなければこれはどうも農民とは考えられない、いろいろなあれがあるのです。今度この新しく設立せられる生産法人の發起人たるべき農民というカテゴリーは、どういう基準を指しているのですか。

○説明員(酒折武弘君) 農民をどの程度に定めるかということにつきまして、定款はゆだねております。もつともその前提といたしましての一般的な農民の定義につきましては、農協法に基づきまして耕種、養蚕、養畜を行なう者、これを農民としておるのであります。

○天田勝正君 そうすると、念押しをするようですが、この農民というカテゴリーは別段農林省に一つの基準を設けたとかあるいは政令で定めるとか、そういうことではなしに定款なんですか。

○説明員(酒折武弘君) そうでございます。

○天田勝正君 そういたしますと、農政指導上は農地を取得するような場合でも、もともと三反歩ぐらゐなければ、それは多少のものを加えても依然

として零細農で、それは健全経営が成り立たぬという観点でございまして、う。今よりも食糧事情の困難なときでありましようとも、三反歩を基準にして、それ以下のものは土地を取得する場合に当時の農地委員会、今の農業委員会ですが、そこにおいて許可しない、こういう指導をしてきたわけですが、定款なんだから、今度は一反の者が集まってもよろしい、あるいは一反以下と三町歩の人と一緒に組合員に選んでもよろしいと、こういうことですか。

○説明員(酒折武弘君) 原則的にはそれでございまして。

なお御参考のために申し上げておきますと、現在の農協法の模範定款例に基づき指導では、大体一年のうち九十日農業に従事する者、あるいは一反歩以上の土地を耕作する者といったようなことを大體農民の最低限にするという指導をいたしておるわけでありまして。

○天田勝正君 そういたしますと、やはり指導も、私もそうだと思うのですが、一週間ぐらゐしか働かないのを、どうもただ定款にゆだねるということはおかしいので、法律的には定款にゆだねるが、事実上の農林省の指導としては、年間九十日ぐらゐ働く者をもつて一応農民というカテゴリーで設立から何から、まあ他の条件もありましよう、そういう基準で御指導なさると、こういうふうに理解してよろしうございまして。

○説明員(酒折武弘君) 従前の指導はそうでございますが、今後の問題につきましては、特に支障のない限りそういう方向でいきたいと思つております。

○天田勝正君 そういたしますと、今度は議決権のことをお聞きしますが、農事組合法人がこれこれのことがあつたり、また行政の解散の命令があつて解散するほか、その組合が五人未満になり、そのなつた日から六カ月組合員が五人以上にならなかつた場合、これは解散する、こういうふうな書かれております。こうだといつたしませば、その解散をしたときには、もちろんその出資はそのまま今度は分配するということになります。その分配の場合には、あれですか物で出したら物、金で出したら金とこういう分配の基準でも農林省で示すのですか。

○説明員(酒折武弘君) 解散の場合の残余財産の分配について、これを物でするか金でするかというにつづきましては、これもやはり定款にゆだねております。

○天田勝正君 少し離れた質問をしますが、今度これらの法人をそれぞれ農業協同組合の正会員と認めますね。そうすると、私はおそらく現在の農業経営者が現在経営しているものを、すべて出資を全部し尽くして、そして法人を作るといふことの例のほうが、当初少ないだろう、つまり一部それぞれに二町歩ぐらゐ、これは必ずしも反別だけでいっているんじゃないのですけれども、二町歩持っている、しかしそのうちの二反歩なら二反歩を採草地にして、そこで酪農の経営をやろう、あるいは一定の地域を定めて集団経営をやろう、それをやる場合に、自分の資産と言わざるまでも、借りてゐるものもありましよう、借りてゐる土地もある。その自分が経営している何分の一かを一ぺん出して、まずこの法人を作

らう、こういうことになると思うのです。これは私の想像であります。そういう場合に、農業協同組合の組合員としての権利の行使は、個人にも残つておりますね、法人にもありますね。そうすると、権力なんという言葉を聞いてはなだ不穏当だと思つたが、権利の行使については二重権力ということになります。そういうことであなれはうなずいてゐるからそうだと思うが、何ら支障がないものですわね、いかがでしょうか。

○説明員(酒折武弘君) たとえば五人で農事組合法人を作りました場合に、この法律によりまして、各人が一票、それから農事組合法人として一票、合計全体のグループで六票になるわけでございます。そういう意味で、二重と申しまして、二倍という意味ではございせん、若干ふえるという意味で二重ということでございます。で、これはどうしてかと申しますと、やはり農事組合法人は一個の農業の経営主体でございまして、同時にまた、組合員は、自分の個別経営を持っておるという意味におきまして経営の主体であるか、あるいはまた組合の事業に従事するといふ意味において農業従事者であります。現行法におきましても、農協の正組合員は農業経営者であるか、農業従事者であるといふことになつておりました、そういう意味から、経営主体なり従事者である各人に一票、それから同じく経営主体である農事組合法人に一票を与えるというところは、法の建前からいつても適當である、また均衡を乱すものではない、そう考へております。

○天田勝正君 このことは、協同組合

内部における権利義務の關係のほかにも、農業委員選挙のやはり権利の關係に自然及ぶと思いますが、その場合いかでしよう。農業委員の選挙権、片方は個人としての、従前どおりではないけれども、農業協同組合の組合員としての権利もまた義務も生じている。片方、法人をその経営の一部によつて作る、そうすると、この法人は協同組合の正会員になりますね。その場合における、言葉があまり適当じゃないのだが、二重権利といいますが、どうもこんな小さいところで権利というのを言っているのかどうか分かりませんが、とにかく二重に持つてるといふことになるのだ、権利が。それが一つあるのですけれども、それで今それを伺ったのですが、そのほかに農業委員を選出する選挙権、こういう場合にどうなるか、その際における被選挙権はどういうことになるのか、これを伺いたいというのです。

○説明員(酒折武弘君) 農業委員会の關係におきましては、農事組合法人は独立の一人としては扱われておりません。つまり権限がないわけでありません。

○天田勝正君 そういたしますと、一部を供出することによって法人を作った場合には、一部は法人に出資なり何なりしてありますけれども、他の残ったもので農業委員会選出の権利も、またみずからの被選挙権もあると、こういうことになりませんが、全部を出して法人を作ったという場合、そうすると農業委員選出は権利を喪失しますか。

○説明員(酒折武弘君) 恐縮でございますが、この点私の直接の所管でございませんで、確かめた上で御返答します。

たいと思うのでございませうけれども、おそろく農業委員会法におきましては、農業者及び農業従事者という規定があるのじゃないかと思ひます。で全部の経営を法人に投入した場合において、これはこの各個人はまさに農業経営者でございませうが、農業従事者であることは間違いないわけではございませう。その点で救われるのではないかと思ひますが、この点なお確かめたい上、後日正確な御回答を申し上げます。

○天田勝正君 この關係はどなたも御承知のとおり、公職選挙法とは別の關係なんです。ですから自治省を呼んでみたつてしようがないの、この關係は農林省のこの部課が扱つてゐるから知れないけれども、農林省に聞くよりしやうがないことになつてゐる、公職選挙法の關係ではございませう。そこで、今までのこの關係からしますと、私が一家の世帯主である場合には、その人も選挙権、被選挙権があるのとものに、家族従事者もあるんです、農業従事者という格好で。だけれども、それはものはきちつとつめておかなければならぬから、法人になつた場合も、農業従事者であるからそのまゝ新しい法律になつてもいいかどうかというところには、即座にこう早合点してしまつて、あとでどうじゃなかつたというのでは困るから、そこでお聞きしてゐるわけですから、まあこれは後刻でもいいです。その問題は。

○政府委員(庄野五一郎君) その面の御答弁を私からさせていただきます。農業生産法人は、農業委員会の選挙権、被選挙権はないことになつております。農業生産法人としての農業委員

会の選挙権、被選挙権はございませう。ただ、農業生産法人の構成員が、その法人の耕作の業務に従事する日数、それから個別経営がなおその構成員にありまふ場合に、その個別経営において農業に従事する日数、それを足した農業従事日数がおおむね六十日以上でありますれば、農業生産法人の構成員に農業委員会の選挙権、被選挙権を与える、こういうことに省令で改正いたしております。

○天田勝正君 個別経営をしてゐるからというのではなくて、全部を出資してしまつて、各自が、十人なら十人が全部出資してしまつた場合に法人ができる。しかし法人が、それ自体は選挙権、被選挙権はともないでありましようが、そこに常時働いてゐる者であれば、六十日以上働いておれば選挙権、被選挙権ともにある、こういうことですね、それをひとつ念を押して。続いて、そうしますと、今度の新たな生産法人が構成員でなくても五分の一の人だつたらば常時使用できますね、今度、そうでしょう、構成員でない者、その人はどうなりますか、これも……

○政府委員(庄野五一郎君) 前段の御質問の農地を全部農業生産法人に出資するか、あるいは賃貸するか、あるいは譲渡すると、こういう形です。その構成員になれるわけではございませうが、農業生産法人の構成員になりまして、その人が農地を提供しただけで、農業生産法人の業務に常時従事しない構成員があるわけではございませう。この構成員は、全部出した場合でございませうから、個別経営はございませうが、こういう構成員は、従事してない場合

は、農業委員会の選挙権、被選挙権はない、こういうふうについておりませう。それから第二段の、農業生産法人に構成員じゃなくて、雇われた農業従事者、これは農業委員会の原則に戻つて、農業委員会の選挙権、被選挙権が第八條にございませうが、これによつてその要件に合はば選挙権、被選挙権がある、こういうことになつてゐます。

○天田勝正君 後段の場合は全く、だめ押しのようなことなんです。今までのにすれば自作農が建前ですから、そこで雇人という形をとつておつたけれども、これもあまり家族従事者といふことを法の上ではあまり認めたくないという消極的な立場だつたのです。今までは、今度は生産法人ができることによつて、構成員以外でも常時従事者を置くことができるのです。これは今までの家族の従事者と同じように選挙権、被選挙権がございませうか。あるいはその場合における協同組合の役員になつておる者の資格はどうなりますか、私の言つてゐることおわかりいただけでしょうか。

○政府委員(庄野五一郎君) もう一ぺん。○天田勝正君 今までは自作農主義で、でありますから、家族従事者によつて行なうということが建前になつて、その実は経営しているように見えても、多くは人を頼んであまりやらないことについては、農地法なんかの關係ですべて消極的なんです。よその者の労働をたよつてやるといふことは消極的なんです。法の建前はつとてさうできてゐるのです。今度は積極的に近代化するため農業生産法人を認めて

いこうということなんです。そうすると、今までは雇人といふものはなるべく認めたくない、こういう法の建前であつたけれども、今度は積極的に技術者であるとか、あるいは常時従事する者は、構成員でなくても、その構成員でないほうが多いのは今度だつて困るけれども、しかし五分の一はいいと書いてある、書いてある以上は、その人が農業委員の選挙権、そして被選挙権になり得るのか、なり得ないのか。同時に、今度は同じように、農業協同組合のこの法人の構成員ではないのですよ、構成員ではないけれども、働いておるがゆゑに今度は協同組合の役員にでもなれるのかどうかと、こういうことです。

○政府委員(庄野五一郎君) 農業委員の点について申し上げます。この農業生産法人に、純粹に構成員ならぬで雇われてゐる、こういった農業従事者、これにつきましては、先ほど申し上げましたように農業委員会等に関する法律第八條の一、二という資格がなければ、農業委員会の選挙権、被選挙権はないわけではございませう。それで家族世帯員と同一に見たらどうだと、こういうことではございませうが、これは農業生産法人でございませうので、世帯員といふふうには見られない、こういうことを申し上げたわけではございませう。見られないわけではございませう。

○天田勝正君 今度のこの改正です、ね、後段の問題ですが、農業協同組合の理事は、従来と違つて農業に従事してない者からも役員を選ぶことができるようになるのでしよう。今どこに書いてあるかといふのをちよつと指摘することができないが、書いてあるの

は、農業委員会の選挙権、被選挙権はない、こういうふうについておりませう。それから第二段の、農業生産法人に構成員じゃなくて、雇われた農業従事者、これは農業委員会の原則に戻つて、農業委員会の選挙権、被選挙権が第八條にございませうが、これによつてその要件に合はば選挙権、被選挙権がある、こういうことになつてゐます。

だ。それで、そうだとすれば、かりに生産法人のこの構成員にあらざる者であるけれども、常時従事する者でその人が農業協同組合の役員になるということは可能なのじゃないですか。いかがですか。

○説明員(酒折武弘君) 農協法では、従前からいわゆる員外理事の制度が認められております。ただ、今回の改正で従前認められなかった合併の際の員外理事を認めることが改正点となっております。従前の規定から申しますと、理事の中の四分の一は員外、組合員外からでも任命ができるということでございます。

○天田勝正君 だから今度もそうでしょう。だからそれには今の生産法人の構成員にあらざる常時従事者、これがなっても差しつかえないのでしよう。

○説明員(酒折武弘君) 農協法では、農業に従事する者に農協の組合員たる資格を与えております。したがって、生産法人の単なる従業員も農協の組合員たる資格を持ち得るわけであり、また、それが組合員となり、理事となる場合には員内理事ということになり得るわけでありまして。

○天田勝正君 だんだんわかつて参りましたが、そうすると、その前段の農業委員の場合は家族従事者とは認めないのだと、こういうお答えがあったけれども、そのアンバランスはどうしてできるのでしょうか。今までは、端的に聞きますが、私なら私が世帯主である。その場合にもちろんせがれも家族従事者、そしてそのせがれが農協の組合長になっても何ら差しつかえない、こうなっております。農業従事者だから……。一面、そのせがれは、今度は当然家族従事者として農業委員の選挙権がある。これとまあ私は法人になつて、そこに構成員として入つていようと、従事者として入つていようと同一関係ではなからうか。それは片方だけの権利がむしろ失われるという形になるだろうと思うのです。これは全体としては大した影響はないというけれども、法の建前からすればおかしいのであつて、なぜ法人になつたがゆえにその常時従事者というものは従来どおりに扱われずして権利を失うのですか。なんか理由があるはずですよ。いかがですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 農業生産法人に雇用される雇用契約にあるものは構成員じゃないわけでは、雇われて、今度の法律改正においては、雇われること自体をもつて農業委員会の構成員は選挙権、被選挙権は与えられておりません。農業委員会のほうは経営主体ということに着目いたしておるわけでございます。第八条の第一号に「都府県にあっては一歩、北海道にあっては三歩以上の農地につき耕作の業務を営む者」、二号に「前号の者の同居の親族又はその配偶者」、こういうふうになつておるわけでありまして、明確に家族経営を中心に置いて記載されております。それで農業生産法人の雇用者が一、二の資格があれば当然なるわけでございますが、単に農業生産法人に雇用されているだけをもっては、農業委員会の選挙権、被選挙権は与えられない、こういうことになつております。

○天田勝正君 これから先は議論になるようなことになりまして、なるべ

く控えたいと思うのですが、今度の民法の改正を見ると、剰余金の配分なんかの場合条文を書いてありますが、それも今の世相を反映してか、金銭による、出資金による配分というほうは三つ書いてある一番ど尻にいつているのです。これは私は世相を反映したと思う。そこに失礼な言い分だけれども労働の尊重、こういう思想が出てきた。出てきたというよりは、そういうことを認めざるを得なくなつてきた。これが一つの世相だと思ふ。でありますから、今局長のお答えは、あなたの答える範囲内ではそのとおり私もなすべくです。だけれども、あれはすべて自作農主義に立っているのだから、今度はその自作農主義もその原則は変えないけれどもと言いつつ、中身を変えようというのだ、実際は中身を変えようというのだ。その変えるのに、この思想的にどういふのがいいのかと言へば、やはり労働の尊重ということの一つのいいところの部面なんです。そうだとすれば、今までにないけれども、今度そういう生産法人ができるというところから考えて、その労働に常時従事する者も新しく権利を与えるべきだという思想が私は出てくると思ふ。そうでなければおかしいというのが私の考え方です。だからこれが改正されない前のとおりだったらお答えのとおりでよろしいが、この際ではどうも労働尊重、しかもこの法文を見ると、いうと、こういうことも書いてある。技術指導者、技術指導者を生産法人の役員にも入れられるのじゃないですか。何かそれに近いようなことをどこか条文で見たけれども、何ページというのを忘れましたけれども、技術指導

者、こういう者を尊重するということになれば、必ずしも皆どおりの、百姓の雇い人といへば右も左もわからなかつたというような者じゃない。やはり近代化するには、技術の尊重というもの、を非常に重く置いていかなければならぬ。そういう人は個々の人としても十分組合の役員にはなれる資格もあるし、農業委員になつても、またその選挙権を行使しても一向差しつかえない人ということになる。単純労働だけでない人、そういう場合に今度の法改正の趣旨よりすると、どうもそういう労働並びに技術の尊重というものが足らぬと、こういうことになると思ふのですが、いかがですかね。

○政府委員(庄野五一郎君) 農業生産法人の要件といたしまして、構成員になる資格といたしまして、農地につきましての所有権、使用収益権、こういったものを法人に提供する個人かまたはその農業生産法人の事業に常時従事する者、こういう者が構成員になるわけでありまして。で、構成員になりますれば、先ほど申しましたような農業委員会等の委員には出れるわけでございますが、ただ雇われているという、労働を提供しておるという構成員にならない者は、先ほどお答え申したような次第であります。

○天田勝正君 まあこれをいつまでもやっていると議論になるし、先へ進みましょうか。

○理事(櫻井志郎君) 速記をとめて。

○理事(櫻井志郎君) 速記をつけて。

○藤野繁雄君 資料要求します。

それはたばこ耕作組合の役員の過去数年間における調査をしてもらいたいと思つてゐるが、これは最近農協関係の者は、全部役員からはずすという方針でやられておりますから、それから特約栽培をやつておる種類と、そうしてその特約栽培を農協がどういふふう利用しているか、農協と特約栽培との関係をお願いしたいと思ふのであります。

また、農協が加工をやつてゐるもの状況、販売状況、それだけどうぞお願いいたします。

○理事(櫻井志郎君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十三分散会

昭和三十七年五月十二日印刷

昭和三十七年五月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局